

高松市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

教育局学校教育課

1

議案第6号

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領に示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法第8条に基づき策定するもの

2

(2) 本市の現状

○時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	45.6%	40.1%	36.4%
中学校	60.4%	54.1%	48.5%

○時間外在校等時間が年360時間を超える教職員の割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	77.8%	73.5%	67.8%
中学校	82.7%	77.3%	75.9%

3

(2) 本市の現状

○教職員の年間年次有給休暇の平均取得日数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小・中学校	10.9日	16.4日	17.0日

○教職員のストレスチェックにおける高ストレス判定者率

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小・中学校	24.1%	16.2%	15.1%	13.6%

4

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月45時間、年360時間を超える教職員を令和11年度末までにゼロにする。
- ・教職員一人当たりの1箇月時間外在校等時間を令和11年度までに平均30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス判定者率を10%以下にする。

5

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
		働き方改革プラン 1			働き方改革プラン 2			業務量管理・健康確保措置実施計画					
第2期高松市教育振興基本計画				第2期高松市教育振興基本計画 (改訂版)				第3期高松市教育振興基本計画～2031 (働き方改革に関する指標を設定)					

6

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

*本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し

【ア 学校以外が担うべき業務】

- 日常的な見守り活動等
- 校外の見回り・児童生徒の補導対応
- 学校徴収金の徴収・管理
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 過剰な苦情・不当な要求への対応

7

【イ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 調査・統計等への回答
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- 部活動

【ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

- 授業準備 ○学習評価や成績処理 ○学校行事の準備・運営
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

8

(2) 学校における措置の推進

- 教育課程全体の点検・改善
- 音声ガイダンス・録音機能の設定等による電話対応の見直し
- 共同学校事務室による学校事務の教化と適正化
- 勤務時間外の電話対応（音声ガイダンス・録音機能）
- 地域や保護者への周知

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 衛生委員会の開催
- ストレスチェックによる高ストレス判定者への医師による面接指導体制の整備
- 長時間労働の教職員への医師による面接指導体制の整備
- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員への校長面談による助言
- 各学校における年次有給休暇の取得促進
- 高松市立学校フレックスタイム制の導入

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- 時間外在校等時間や年次有給休暇の達成状況
→本市のシステムや調査により適切に把握
- 毎年度1回、高松市教委のホームページで公表
- 定例の教育委員会及び総合教育会議において報告
- 管理職研修会等を通じて趣旨や達成状況等を周知
- 保護者や地域住民に対しても本計画について周知

6 附則

本計画は令和8年4月1日から施行する。

高松市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

1 解嘱及び委嘱について

(提案理由)

高松市社会教育委員である大村隆史氏より、辞退届が提出されたため、同届を受理するとともに、同委員を令和8年3月31日付で解嘱するものです。

また、令和8年4月1日からの後任委員である柘澤利也氏については、社会教育法第15条第2項、高松市社会教育委員設置条例第2条の規定及び高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第6条に基づき、委嘱するものです。

(1) 後任委員の任期

令和8年 4月 1日から

令和8年11月26日まで (前任者の残任期間)

(2) 委員 (令和8年4月1日～令和8年11月26日)

(区分ごと50音順) (敬称略)

選出区分	氏名	主な役職等
学校教育関係	柘澤 利也	国立大学法人香川大学教育学部講師
	岡 静子	元小学校校長 公益財団法人松平公益会事務局次長
社会教育関係	笠井 三奈	高松市PTA連絡協議会相談役
	松下 知憲	高松市子ども会育成連絡協議会副会長
家庭教育関係	有澤 陽子	特定非営利活動法人子育てネットひまわり代表理事 たかまつ子ども食堂ネットワーク代表
学識経験者	藤本 駿	高松大学発達科学部子ども発達学科准教授
	山神 眞一	放送大学香川学習センター所長 香川大学名誉教授
公募	森岡 晃	
	渡部 千枝	

任期 (令和6年11月27日～令和8年11月26日)

15

2 《参考》高松市社会教育委員 (令和6年11月27日～令和8年3月31日)

(区分ごと50音順) (敬称略)

選出区分	氏名	主な役職等
学校教育関係	大村 隆史	国立大学法人香川大学地域人材共創センター講師
	岡 静子	元小学校校長 公益財団法人松平公益会事務局次長
社会教育関係	笠井 三奈	高松市PTA連絡協議会相談役
	松下 知憲	高松市子ども会育成連絡協議会副会長
家庭教育関係	有澤 陽子	特定非営利活動法人子育てネットひまわり代表理事 たかまつ子ども食堂ネットワーク代表
学識経験者	藤本 駿	高松大学発達科学部子ども発達学科准教授
	山神 眞一	放送大学香川学習センター所長 香川大学名誉教授
公募	森岡 晃	
	渡部 千枝	

16

議案第8号

第2次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）について

教育局中央図書館

高松市総合教育センター条例施行規則の一部改正について

1 例規整備の概要

組織機構の見直し等に伴い、関係条文を整備するもの。

2 主な内容及び該当条項

	主な内容	該当条項
(1)	支援係を、特別支援係及び不登校支援係に改めるもの	第1条の2関係
(2)	所長が不在のとき、室の所掌する事務にあつては室長又は室長補佐が、事務を代決する規定を設けるもの	第4条関係

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

高松市総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

高松市教育委員会教育長 小柳 和代

高松市教育委員会規則第 号

高松市総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

高松市総合教育センター条例施行規則（昭和57年高松市教育委員会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第1条の2 高松市総合教育センター（以下「センター」という。）に総務係、研修係、<u>特別支援係</u>、<u>不登校支援係</u>、幼児教育係及びICT教育推進係を置く。</p>	<p>（組織）</p> <p>第1条の2 高松市総合教育センター（以下「センター」という。）に総務係、研修係、<u>支援係</u>、幼児教育係及びICT教育推進係を置く。</p>

20

<p>（代決）</p> <p>第4条 事務の決裁について所長が不在のときは所長補佐（<u>室の所掌する事務に係るもの</u>にあつては室長。以下この項において同じ。）が、所長及び所長補佐が不在のときは主管係長（<u>室の所掌する事務に係るもの</u>にあつては、<u>室長補佐</u>）が、その事務を代決する。</p>	<p>（代決）</p> <p>第4条 事務の決裁について所長が不在のときは所長補佐が、所長及び所長補佐が不在のときは係長が、その事務を代決する。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（改正理由）

組織機構の見直し等に伴い、関係条文を整備するものです。

21

高松市美術品等収集審査会委員の委嘱に係る教育委員会の意見について

教育局総務課

22

議案第10号

高松市美術品等収集審査会委員の委嘱に係る 教育委員会の意見について

令和8年3月12日付けで、高松市美術品等収集審査会委員の委嘱に係る教育委員会の意見について、高松市美術品等収集審査会条例第3条第2項の規定により、高松市長から意見を求められ、市長への意見については、「意見は特にありません」と回答するもの。

23

1 提案理由

任期満了に伴い、改めて委員を委嘱するに当たり、高松市美術品等収集審査会条例第3条第2項の規定により意見を求めるものです。

2 委嘱年月日

令和8年4月1日

3 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

●高松市美術品等収集審査会委員名簿（案）

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

選出区分	氏名	役職等	専門	備考
学識経験者	植松 由佳	国立国際美術館学芸課長	現代美術、美術批評	再任
〃	大場 晴夫	香川大学創造工学部教授	プロダクトデザイン	再任
〃	岡本 幸江	NHK高松放送局長	学識経験者	再任
〃	木ノ下智恵子	大阪大学21世紀懐徳堂准教授	現代美術、美術批評	再任
〃	佐々木千嘉	高松短期大学講師	漆芸史	新任
〃	森 合音	四国こどもとおとなの医療センター ホスピタルアートディレクター	現代美術、 ホスピタルアート	再任
〃	吉川 暢子	香川大学教育学部教授	美術教育学、 子ども学、保育学	再任
〃	渡部 浩	よんでん文化振興財団常務理事	学識経験者	再任

令和 8 年第 2 回高松市議会定例会追加 提出議案等に対する意見の申出について

教育局総務課

26

報告事項 1

令和 8 年第 2 回高松市議会定例会追加提出議案等 に対する意見の申出について

令和 8 年第 2 回高松市議会定例会追加提出議案等を提出するに当たり、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
「意見は特にありません」との回答をしたもの。

議題

1. 令和 7 年度高松市一般会計補正予算（第 10 号）
2. 議決の変更について（サンクリスタル高松大規模改修工事）

27

1 概要

令和7年6月25日に議会の議決を経たサンクリスタル高松大規模改修工事請負契約について、契約金額を改めるもの。



2 提案理由

サンクリスタル高松大規模改修工事において、その地下部にある蓄熱槽の詳細な調査を行ったところ、その内部の断熱材及び防水層が劣化しており、その程度から早急に当該劣化部分を更新する必要があることが判明したために行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更する必要が生じたため。

令和 8 年第 2 回高松市議会定例会 答弁要旨について

1 日程等

日程	質問者		質問項目数
3月5日	代表質問	山下 誠 議員（自由民主党清新会）	2
		大西 智 議員（市民フォーラム21）	2
3月6日	代表質問	大山 高子 議員（公明党議員会）	9
		佐藤 好邦 議員（自由民主党議員会）	1
	質疑	香川 洋二 議員（自由民主党清新会）	2
		中西 俊介 議員（市民フォーラム21）	3
3月9日	質疑	岡田 まなみ 議員（日本共産党議員団）	5
		杉本 勝利 議員（自由民主党清新会）	1（うち、参考1）
		北谷 悌邦 議員（自由民主党清新会）	2（うち、参考2）
		米田 優 議員（市民フォーラム21）	4

1 日程等

報告事項 2

日程	質問者		質問項目数
3月10日	質疑	五条 陽子 議員（無所属）	9
		辻 正彦 議員（自由民主党清新会）	4
		山西 朋子 議員（市民フォーラム21）	4
3月11日	質疑	松熊 秀樹 議員（自由民主党清新会）	2
		横井 裕二 議員（自由民主党清新会）	3
		妻鹿 匡登 議員（自由民主党清新会）	1
3月12日	質疑	崎山 美幸 議員（自由民主党清新会）	2
		大見 昌弘 議員（自由民主党清新会）	5

【持ち回り審議による議決事項】

- ・令和8年4月高松市教育委員会事務局、高松第一高等学校、高松市立幼稚園及び県費負担教職員の人事異動について
- ・令和8年度定期人事異動について

高松市高等学校等入学準備金貸付者及び 高松市奨学生の選考結果について

1 高松市高等学校等入学準備金借受人について

学校長の推薦を受けている生徒の保護者で貸付を希望する者のうち、世帯1人当たりの月額所得が低い者から予算の範囲内で選考する。

(1) 貸付額等

- 国・公立学校：10万円以内
- 私立学校：25万円以内

※返済は、6箇月据え置いた後、国・公立学校は25か箇月以内の、私立学校は50箇月以内の割賦弁済とする。

(2) R7年度申請状況及び選考結果

申請者：4名（国・公立志望1名、私立志望3名）

- 内定者：4名（国・公立志望1名、私立志望3名）

※内定後、1名辞退（高松市高等学校等入学準備助成金の受給を選択したため）

～R6年度データ～

- 申請者：10名（国・公立志望2名、私立志望8名）
- 内定者：10名（国・公立志望2名、私立志望8名）

2 高松市奨学生について

(1) 支給額

1人当たり：月額**9,000円**

(2) R8年度申請者及び選考結果

➤ 申請者：**144名**（中学3年生：**47名**・高等学校等在学生：**97名**）

➤ 内定者：**126名**（中学3年生：**38名**・高等学校等在学生：**88名**）

～R7年度データ～

➤ 申請者：**159名**（中学3年生：**75名**・高等学校等在学生：**84名**）

➤ 内定者：**125名**（中学3年生：**58名**・高等学校等在学生：**67名**）

(3) R7年度臨時募集

➤ 実施なし

34

(4) 選考基準【評定平均値3.5以上】

高松市奨学金予算：**24,300,000円**

（単位：人、円）

支給年度	4～9月		10～3月		年間	
	人数	支給額	人数 (うち臨時募集)	支給額	総支給額	残額
R7	232	12,528,000	216 (0)	11,637,000	24,165,000	135,000
R6	219	11,817,000	194 (0)	10,422,000	22,239,000	2,061,000
R5	200	10,800,000	234 (51)	12,537,000	23,337,000	963,000

➤ 平成28年度までは、学業成績の平均水準3.1以上の基準を採用していたが、28年度高松市外部評価での意見を受け、教育委員会で検討し、政策会議に諮った結果、29年度奨学生選考より、学業成績が同学年生徒の平均水準3.5以上である者を選出することとする。

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、R3年度（7月実施）より市内在住高校生を対象とした臨時募集を行っていたが、令和6年度以降については、新規申請者が増加しており、予算の範囲内で行うことが難しいため、実施していない。

➤ 毎年学業成績（3月）や家庭の所得状況（6月）を調査することによって、基準を下回った者は、認定を取り消すこととする。

35

令和7年度第3回高松市地域部活動 検討委員会について

1 開催概要

1、開催日時

令和8年2月20日（金） 10：00～11：30

2、議事等

- ・国の動向について（報告）
- ・今年度の実証事業について（報告）
- ・先進地視察について（報告）
- ・今後の取組について

(1) 国の動向について (報告)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 (令和7年12月策定)

【趣旨】

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

【全体構成】

- I 部活動改革の基本的な考え方・方向性
- II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度
- III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応
- IV 学校部活動の在り方
- V 大会・コンクールの在り方
- VI 関連する制度の在り方

38

(2) 今年度の実証事業について (報告)

【香南ししまるクラブ】

- 運営団体
香南ししまるスポーツクラブ
(総合型地域スポーツクラブ)
- 実施団体
香南ししまるクラブ (軟式野球)
- 活動日
平日：16:00～18:00 (水曜日休み)
休日：8:00～11:00
- 活動場所
香南中学校運動場
- 参加生徒
香南中学校生徒12名
(R8年度より他校区生徒参加可)
- 指導者
地域指導者3名 (教員含む)
- 今後の課題
 - ・活動場所・時間の調整 (ナイター設備の利用要望)
 - ・近隣にあるクラブとの競合 (同種目)

【桜町中学校 男子バレーボール部】

- 運営・実施団体
桜町中学校 (部活動)
- 活動形態
拠点校部活動
- 活動日
中学校の部活動に則る (平日4日、休日1日)
- 活動場所
桜町中学校体育館、その他公共施設
- 対象生徒
 - ①桜町中学校生徒
 - ②高松市立中学校に在籍しており、かつ在籍校に男子バレーボール部がない生徒
- 指導者
桜町中学校男子バレーボール部顧問
- 今後の課題
在籍校の対応
(自転車通学・費用負担・拠点校との連携)

39

(2) 今年度の実証事業について (報告)

【合同バンドクラブ】

○運営団体

高松市教育委員会学校教育課

○活動形態

合同バンドクラブ (吹奏楽)

○実施時期

令和7年10月～令和8年1月の土曜日 (午前) 計8回

○活動場所

玉藻中学校音楽室等

○参加生徒

玉藻中学校・高松第一中学校 生徒46名

○指導者

地域指導者5名

●今後の課題

- ・楽器の輸送が前提となると、費用面で継続が困難となる。
- ・音楽室が上階にあるため、運搬が困難な楽器もあった。

(3) 先進地視察について (報告)

視察日時：2月12日 (木)

視 察 先：神戸市教育委員会、姫路市教育委員会

視察市 (地域展開) 概要

✓ 神戸市

市立中学校数：84校 (分校4校含む)
生徒数：37,900人 (5月1日現在)
部活動数：約1,100部

「コベカツ」 (活動団体を募集)

- ・令和8年9月～ 平日・休日ともに開始
- ・活動団体が、運営団体であり実施主体

✓ 姫路市

市立中学校数：36校 (義務教育学校3校、夜間中学校1校含む)
生徒数：13,397人 (5月1日現在)
部活動数：418部

「姫カツ」 (活動団体を募集)

- ・令和8年9月～ 休日開始
- ・令和10年10月～ 平日・休日ともに開始
- ・「姫カツクラブ (認定クラブ)」と「姫カツ連携活動 (独自運営民間クラブ)」を設定

(4) 今後の取組について

報告事項 4

部活動の地域展開にかかる本市の体制

R4～

高松市地域部活動検討委員会(類似機関)

- ・ 大学教授
- ・ 中学校校長会
- ・ 小学校校長会
- ・ 高松地区中学校体育連盟
- ・ 香川県女子体育連盟
- ・ 香中研高松支部音楽部会
- ・ 高松市PTA連絡協議会
- ・ (公財)高松市スポーツ協会
- ・ 高松市総合型地域SC連絡協議会
- ・ 高松市スポーツ少年団
- ・ 香川県吹奏楽連盟

専門的立場からの
必要事項等の検討

行政として事業の検討

新規 令和8年2月10日設置

高松市部活動地域展開 庁内連絡会

事務局

保健体育課(運動部)
学校教育課(文化部)
生涯学習課

教育委員会

総務課
生涯学習センター
図書館 等

スポーツ振興課
文化芸術振興課

市長部局

政策課
広聴広報・シティプロモーション課
デジタル戦略課

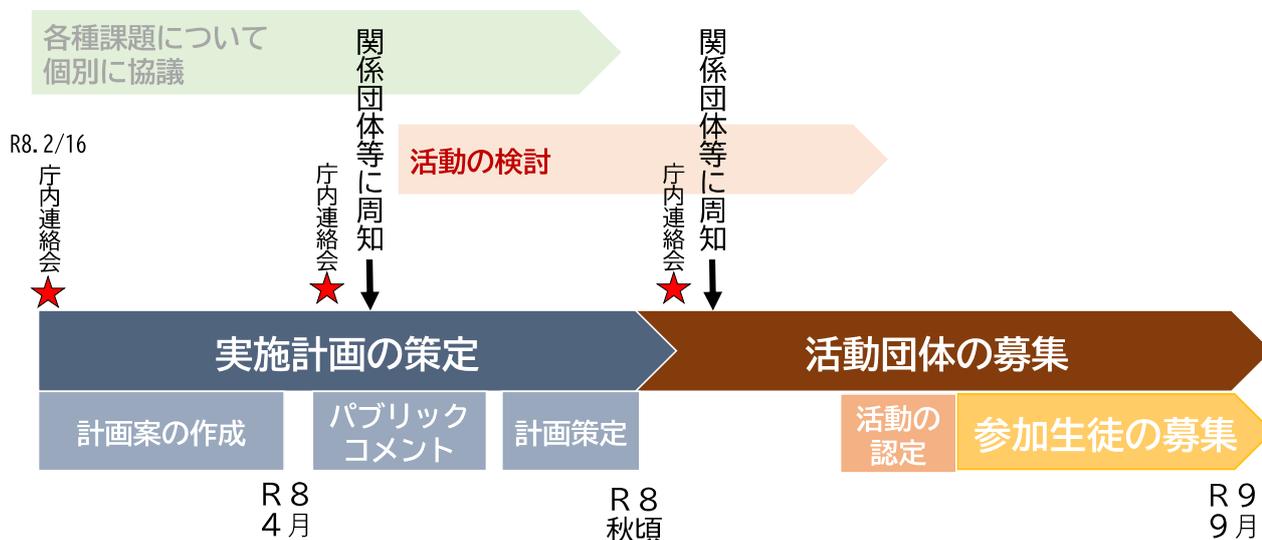
協働コミュニティ推進課
こども未来館
環境総務課
産業振興課
美術館
交通政策課
消防局総務課 等

42

(4) 今後の取組について

報告事項 4

スケジュール



43

3 第3回検討委員会での主な意見内容

- できるだけ柔軟に活動できるような環境や条件を整えることが、1つでも2つでもたくさん地域クラブが立ち上がっていくことに繋がっていくのではないかと。
- 吹奏楽の場合であれば、指導者の問題と、楽器の問題と、場所の問題が非常に大きい。今回の「合同バンド」は土曜日の実施である。運動部の場合は平日も実施しているが、平日に指導者が来ることは可能なのか、不安である。
- 教育的意義とか価値とかを引き継ぐという話でもあるし、生徒指導も絡んでくる可能性もあると思うので、そういうところも含めて調査いただきながら、情報収集していただきたい。
- 子どもと関わって自分たちも指導者も、生きがいとかやりがいを感じてくれるような場所を作っていけたらと思っている。
- 実証事業の事例等の発信を心がけていただき、現場の子どもたちや保護者の不安解消に努めていただきたい。
- 地域やそれぞれの思いを柔軟に対応していただけるような、そんな、責任ある運営主体を作っていただきたい。

「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の考察と今後の対策について

1 調査の概要

報告事項 5

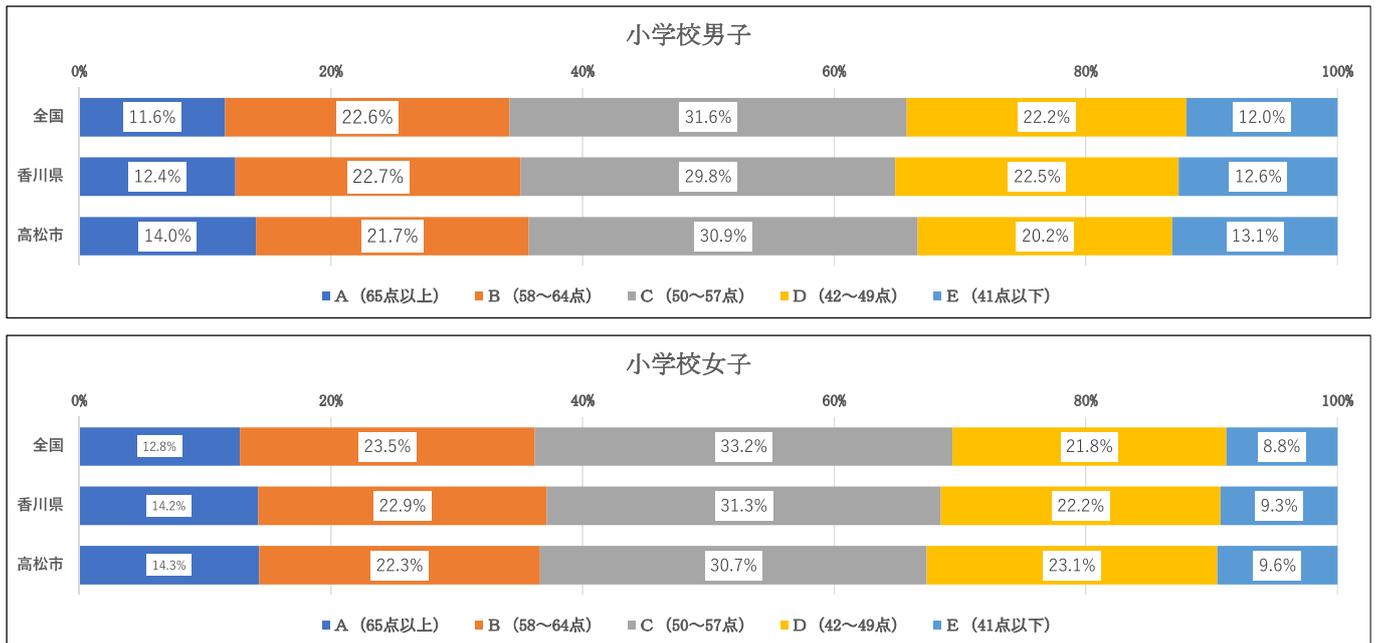
(1) 概要

項目	
1	<p>調査の目的</p> <p>全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、各学校における体育・健康に関する指導の改善に役立てる。</p>
2	<p>調査対象者 (5/1現在)</p> <p>高松市立小学校第5学年・中学校第2学年について、原則として全児童生徒を対象とする全数調査 小学校第5学年（対象校数49校 児童数 3,604名 男子 1,854名 女子 1,750名） 中学校第2学年（対象校数24校 生徒数 3,551名 男子 1,801名 女子 1,750名）</p>
3	<p>調査内容 ※オンライン方式で実施</p> <p>(1) 児童生徒に対する調査 ①実技に関する調査（8種目） 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、小：ソフトボール投げ、中：ハンドボール投げ ②質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関する調査）</p> <p>(2) 学校に対する調査 ①質問紙調査（子どもの体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関する調査）</p>
4	<p>実施期間</p> <p>令和7年4月～7月</p>

2 調査結果について

報告事項 5

(1) 実技に関する調査【小学校】「総合評価」



47

2 調査結果について

報告事項 5

(1) 実技に関する調査【小学校】「各種目別結果」

小学校男子							
	年度	高松市	全国	香川	全国比	県比	昨年比
握力(kg)	R07	15.49	15.96	15.30		○	
	R06	15.63	16.01	15.43			
上体起こし(回)	R07	19.74	19.46	19.64	○	○	○
	R06	19.47	19.19	19.34			
長座体前屈 (cm)	R07	33.68	33.88	33.42		○	○
	R06	32.84	33.79	32.65			
反復横とび (点)	R07	40.96	40.89	41.10	○		○
	R06	40.75	40.66	41.23			
20mシャトルラン (回)	R07	47.16	47.94	47.56			○
	R06	46.39	46.9	47.35			
50m走 (秒)	R07	9.41	9.46	9.42	○	○	○
	R06	9.45	9.50	9.45			
立ち幅とび (cm)	R07	155.69	150.93	152.95	○	○	○
	R06	151.93	150.42	150.70			
ソフトボール投げ(m)	R07	21.28	21.06	21.33	○		○
	R06	20.68	20.75	20.82			
合計点(点)	R07	53.28	53.02	53.04	○	○	○
	R06	52.30	52.53	52.32			

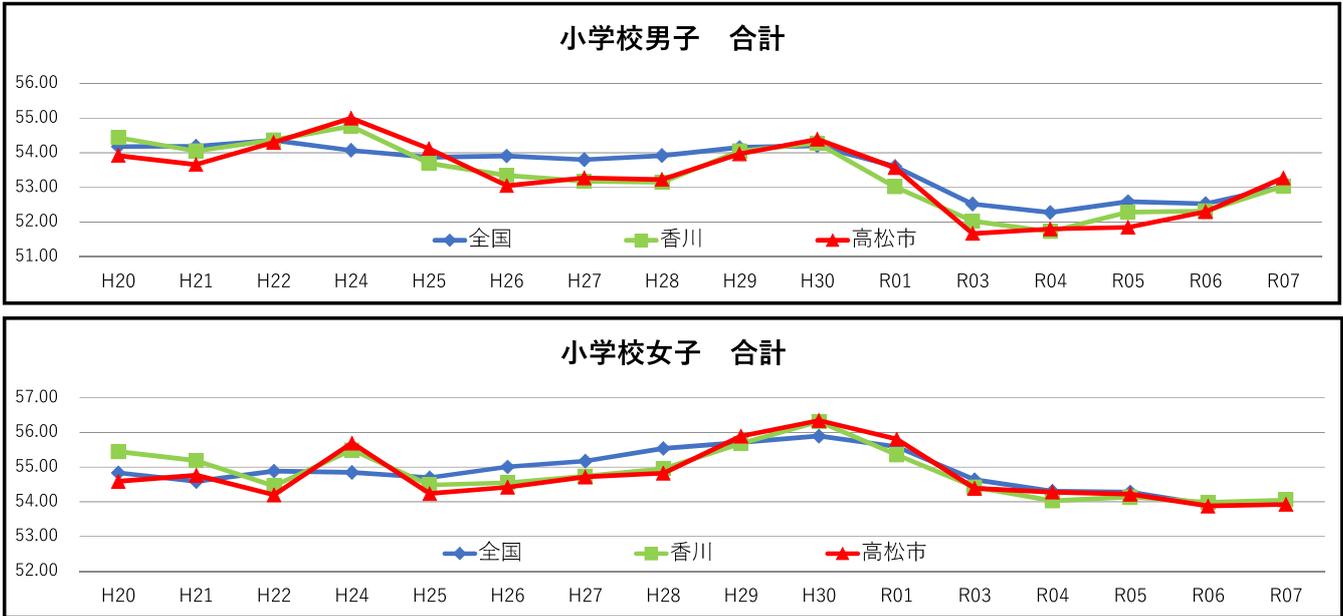
小学校女子							
	年度	高松市	全国	香川	全国比	県比	昨年比
握力(kg)	R07	15.00	15.61	14.96		○	
	R06	15.52	15.77	15.36			
上体起こし(回)	R07	18.42	18.36	18.35	○	○	○
	R06	18.28	18.16	18.16			
長座体前屈 (cm)	R07	37.99	38.15	37.68		○	○
	R06	37.53	38.19	37.43			
反復横とび (点)	R07	38.60	38.70	39.11			○
	R06	38.40	38.70	39.00			
20mシャトルラン (回)	R07	35.39	36.85	37.01			
	R06	36.39	36.59	37.82			
50m走 (秒)	R07	9.71	9.77	9.72	○	○	○
	R06	9.72	9.77	9.73			
立ち幅とび (cm)	R07	144.84	142.34	143.46	○	○	○
	R06	144.32	143.13	143.11			
ソフトボール投げ(m)	R07	13.46	13.11	13.64	○		
	R06	13.65	13.15	13.63			
合計点(点)	R07	53.93	53.97	54.05			○
	R06	53.88	53.92	53.99			

48

2 調査結果について

報告事項 5

(1) 実技に関する調査【小学校】「経年変化（合計点）」

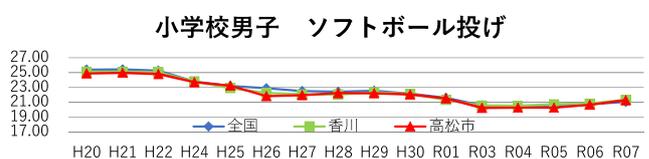
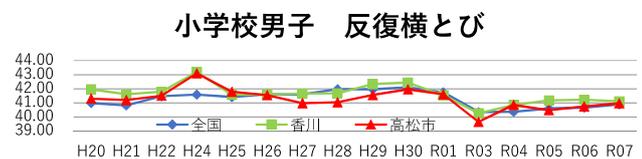
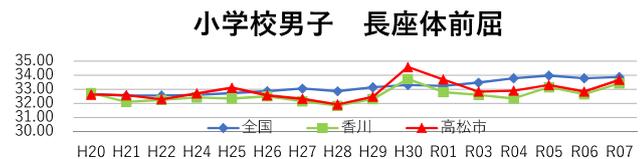
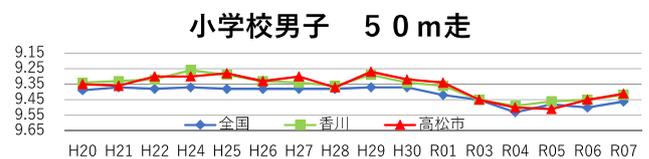
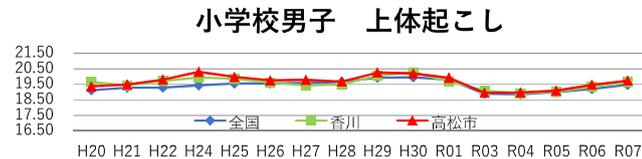
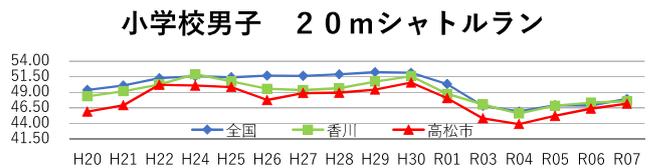
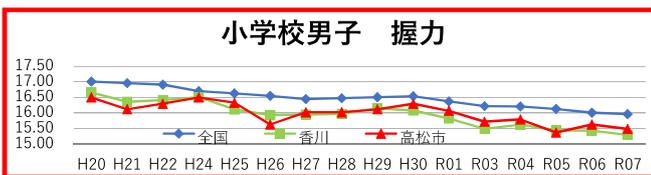


49

2 調査結果について

報告事項 5

(1) 実技に関する調査【小学校】「経年変化（各種目）」

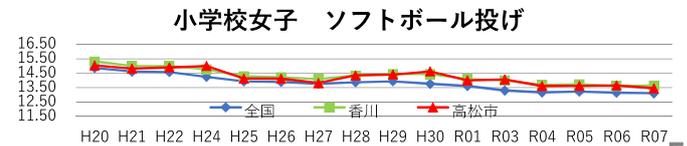
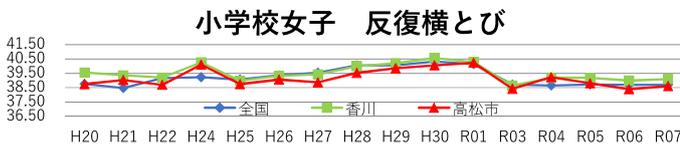
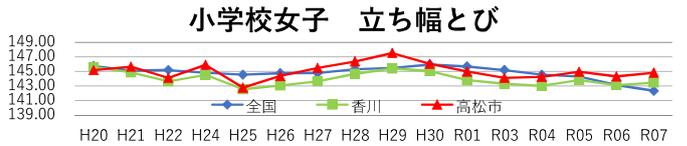
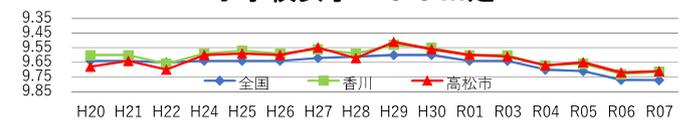
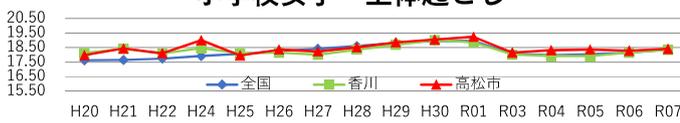
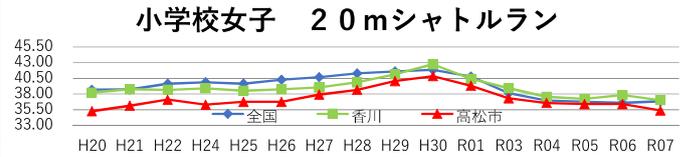
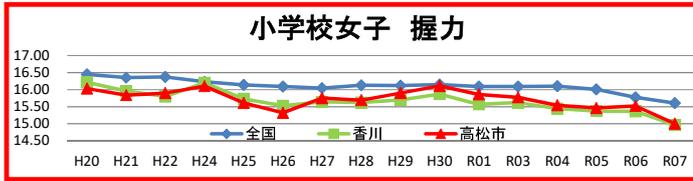


50

2 調査結果について

報告事項 5

(1) 実技に関する調査【小学校】「経年変化（各種目）」

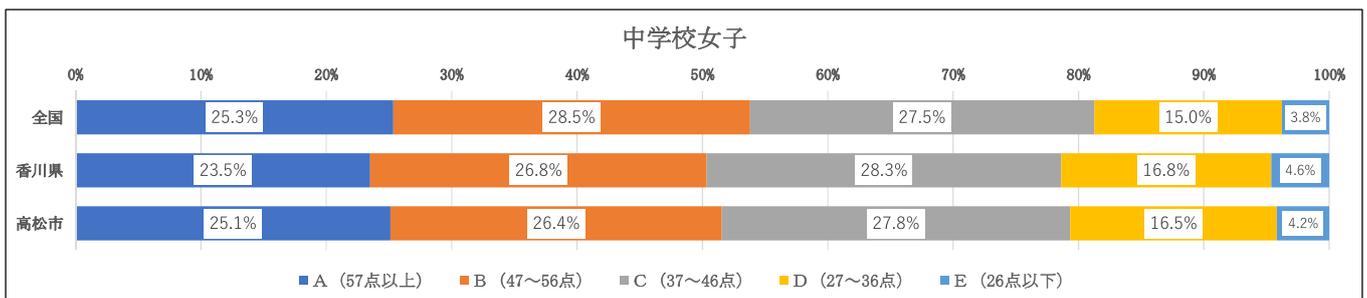
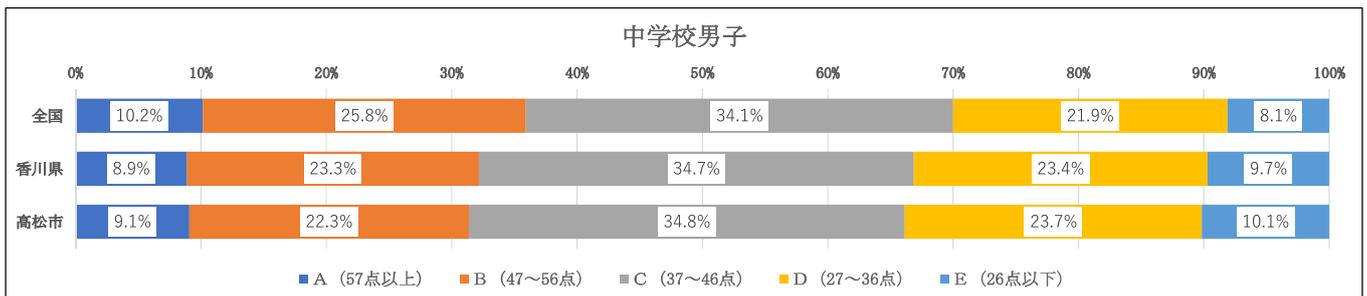


51

2 調査結果について

報告事項 5

(2) 実技に関する調査【中学校】「総合評価」



52

2 調査結果について

報告事項 5

(2) 実技に関する調査【中学校】「各種目別結果」

中学校男子							
	年度	高松市	全国	香川	全国比	県比	昨年比
握力(kg)	R07	28.58	28.95	28.53		○	○
	R06	28.46	28.95	28.76			
上体起こし(回)	R07	25.27	26.09	25.29			
	R06	25.29	25.94	25.34			
長座体前屈 (cm)	R07	42.74	45.12	43.60			
	R06	42.89	44.47	44.29			
反復横とび (点)	R07	50.93	51.64	51.13			
	R06	51.88	51.51	51.88			
20mシャトルラン (回)	R07	78.49	78.82	77.71		○	○
	R06	77.93	78.98	78.31			
50m走 (秒)	R07	8.14	8.00	8.07			
	R06	8.03	7.99	8.00			
立ち幅とび (cm)	R07	197.95	197.51	196.72	○	○	○
	R06	197.16	197.18	197.69			
ハンドボール投げ(m)	R07	21.28	20.74	20.79	○	○	○
	R06	20.93	20.57	20.48			
合計点(点)	R07	41.09	42.20	41.22			
	R06	41.27	41.86	41.70			

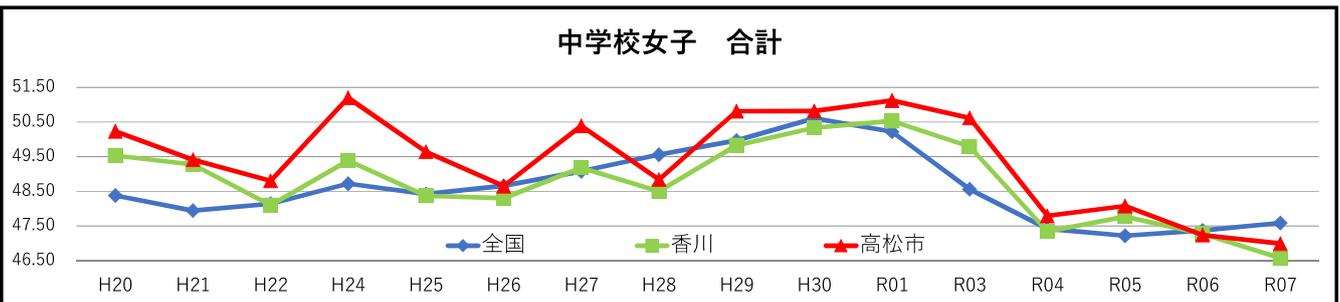
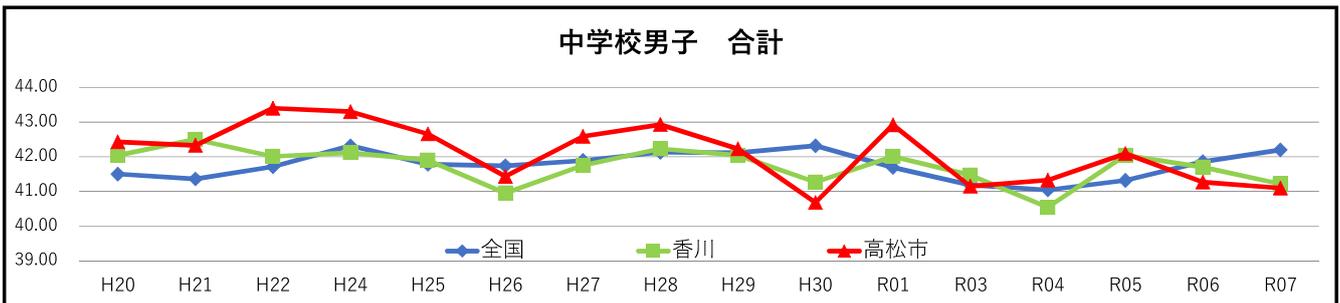
中学校女子							
	年度	高松市	全国	香川	全国比	県比	昨年比
握力(kg)	R07	22.59	23.15	22.65			
	R06	23.22	23.18	23.26			
上体起こし(回)	R07	21.21	21.70	20.82		○	○
	R06	20.65	21.56	20.65			
長座体前屈 (cm)	R07	45.74	46.99	46.21			○
	R06	45.44	46.47	46.21			
反復横とび (点)	R07	45.67	45.74	45.40		○	
	R06	45.95	45.65	45.65			
20mシャトルラン (回)	R07	50.45	50.60	49.95		○	
	R06	50.54	50.67	50.94			
50m走 (秒)	R07	9.11	8.97	9.05			
	R06	9.02	8.96	8.99			
立ち幅とび (cm)	R07	167.35	166.44	164.68	○	○	
	R06	168.02	166.32	167.91			
ハンドボール投げ(m)	R07	12.58	12.43	12.30	○	○	
	R06	12.75	12.40	12.49			
合計点(点)	R07	46.99	47.58	46.57		○	
	R06	47.24	47.37	47.27			

53

2 調査結果について

報告事項 5

(2) 実技に関する調査【中学校】「経年変化 (合計点)」

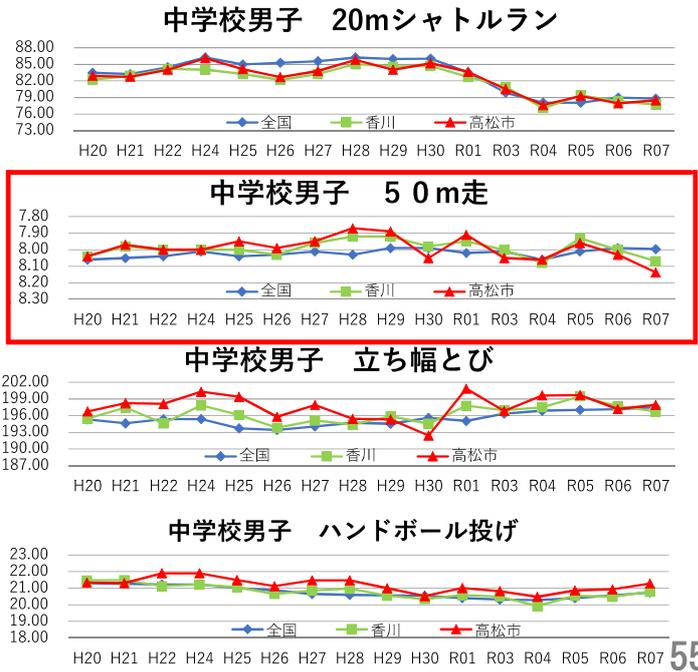
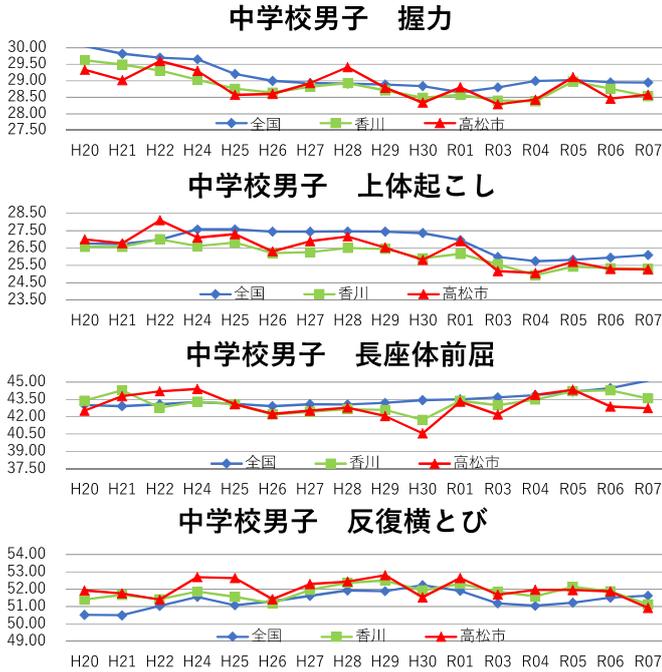


54

2 調査結果について

報告事項 5

(2) 実技に関する調査【中学校】「経年変化（各種目）」

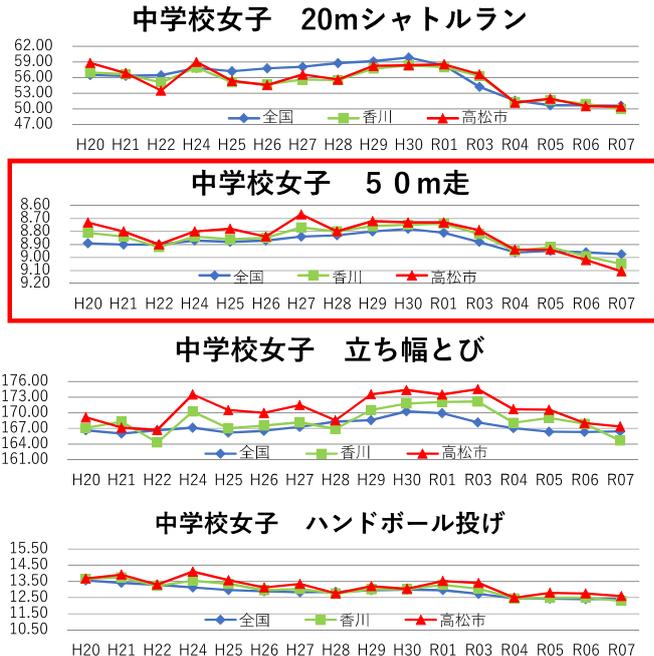
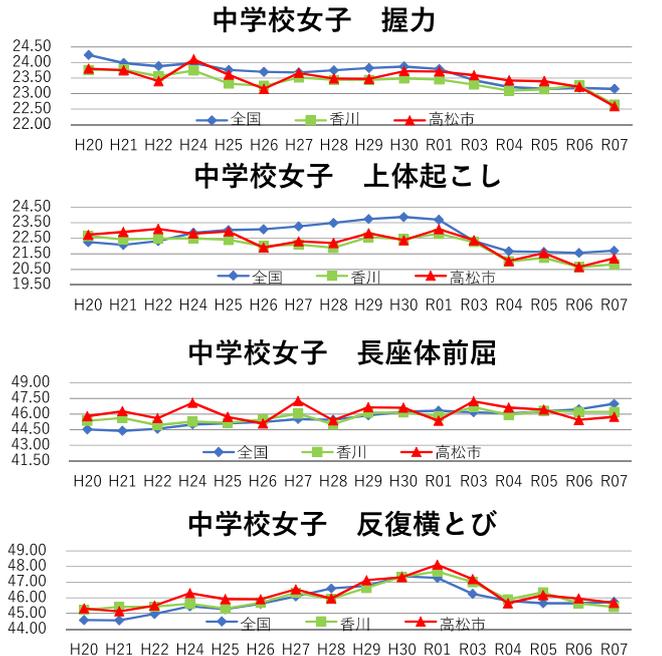


55

2 調査結果について

報告事項 5

(2) 実技に関する調査【中学校】「経年変化（各種目）」



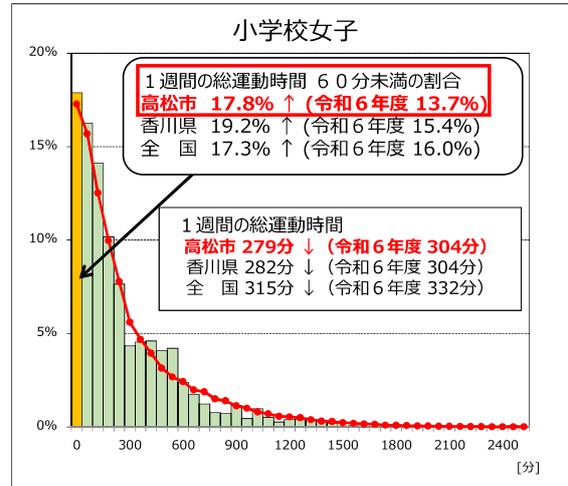
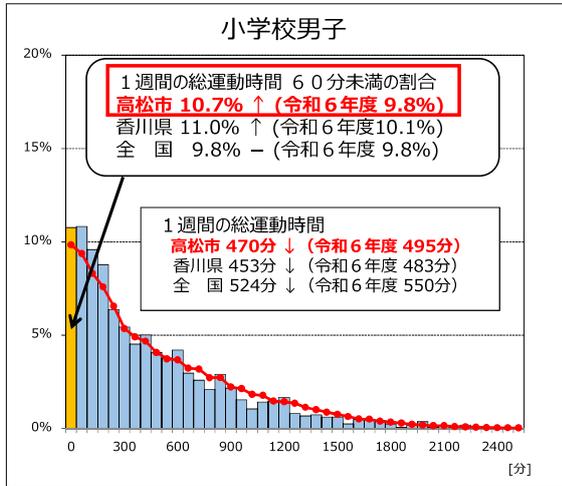
56

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「1週間の総運動時間の分布及び平均」



※ 1週間の総運動時間の分布を、横軸を60分の階級、縦軸を割合で表しています。(0～59分、60～119分、120～179分……、)
 ※折れ線グラフは、全国の分布です

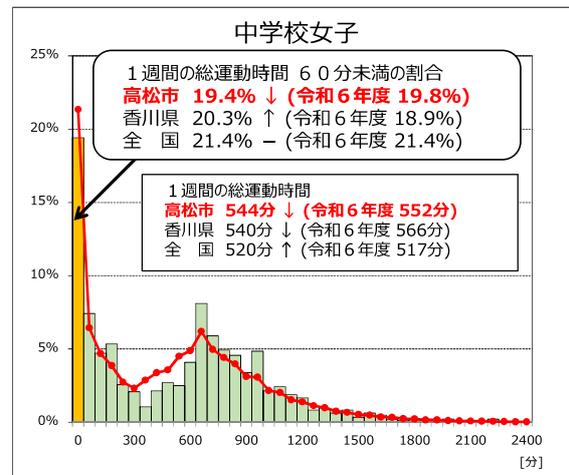
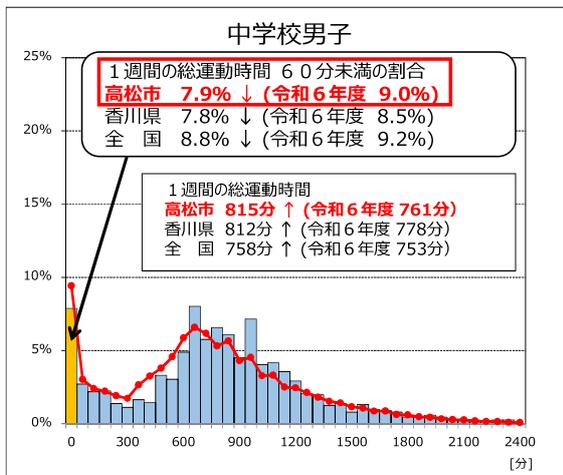
57

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「1週間の総運動時間の分布及び平均」



※ 1週間の総運動時間の分布を、横軸を60分の階級、縦軸を割合で表しています。(0～59分、60～119分、120～179分……、)
 ※折れ線グラフは、全国の分布です

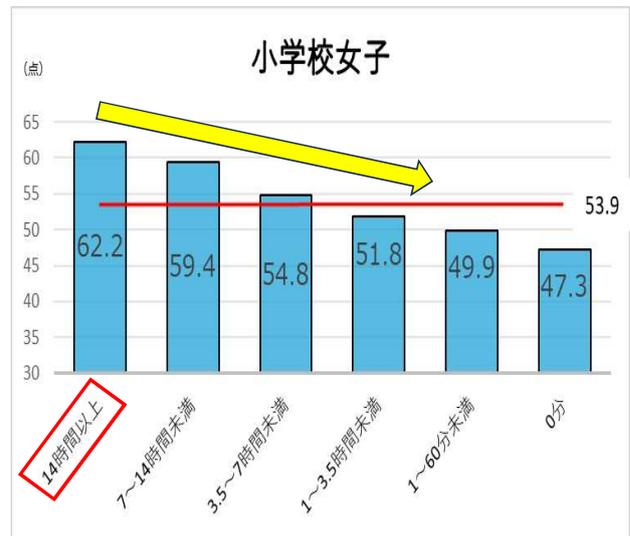
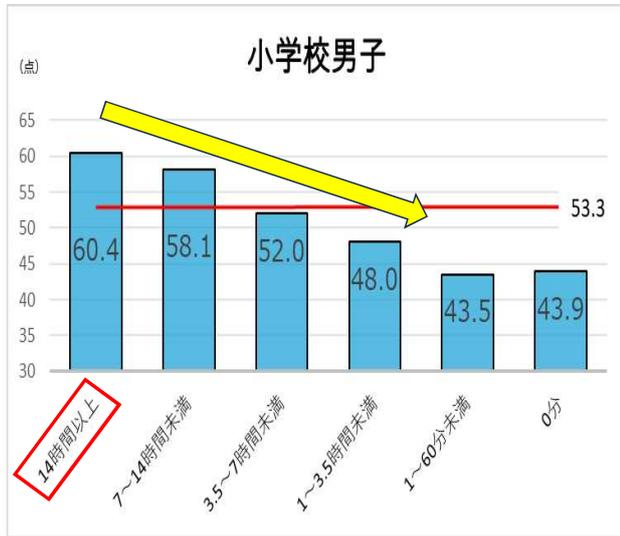
58

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「1週間の総運動時間と体力合計点との関連」



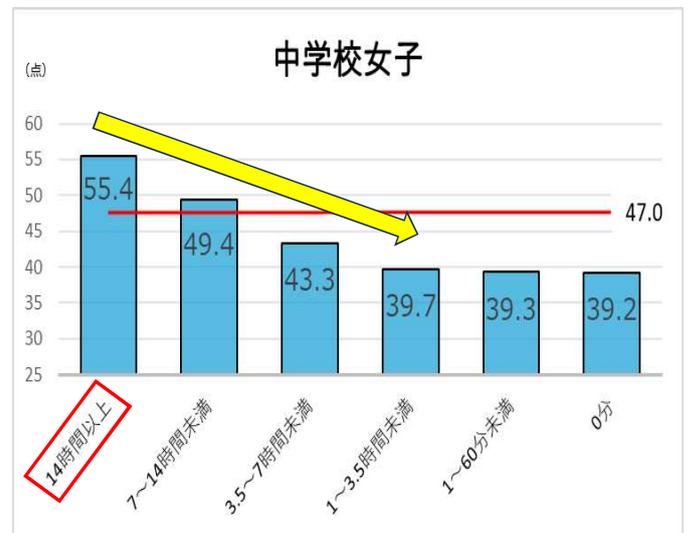
59

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「1週間の総運動時間と体力合計点との関連」



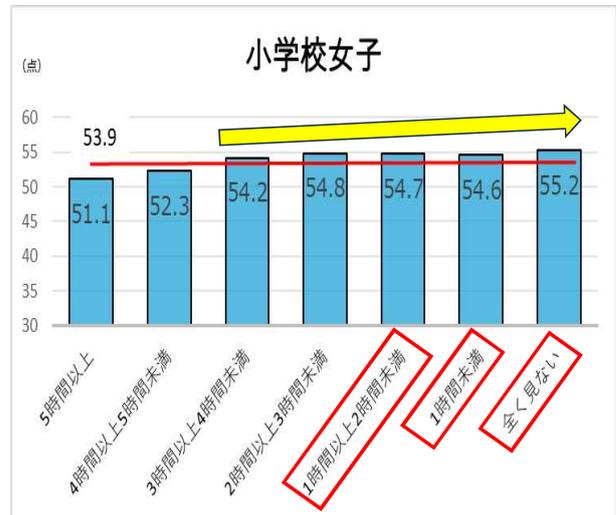
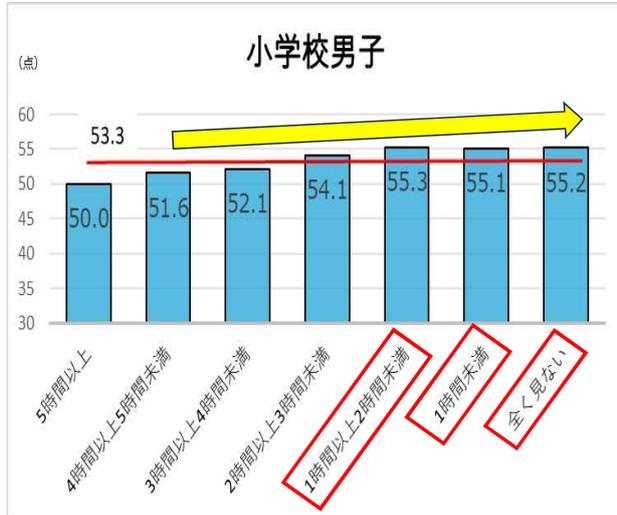
60

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「平日の学習以外でのスクリーンタイム（テレビやDVD・ゲーム機・スマートフォン・パソコンなどの画面視聴時間）と体力合計点との関連」



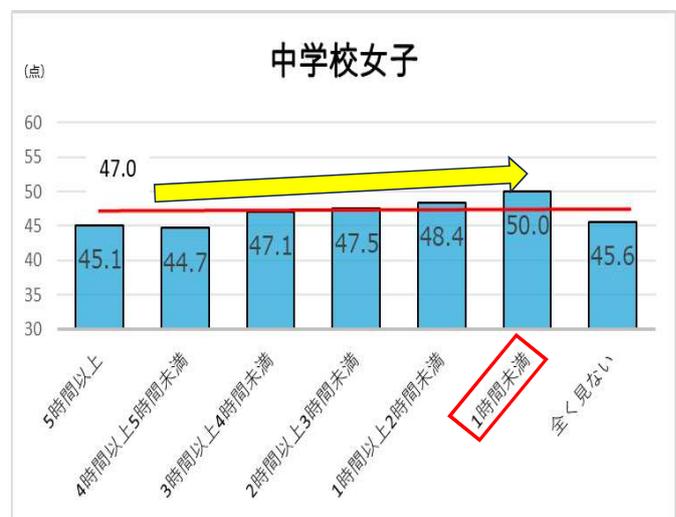
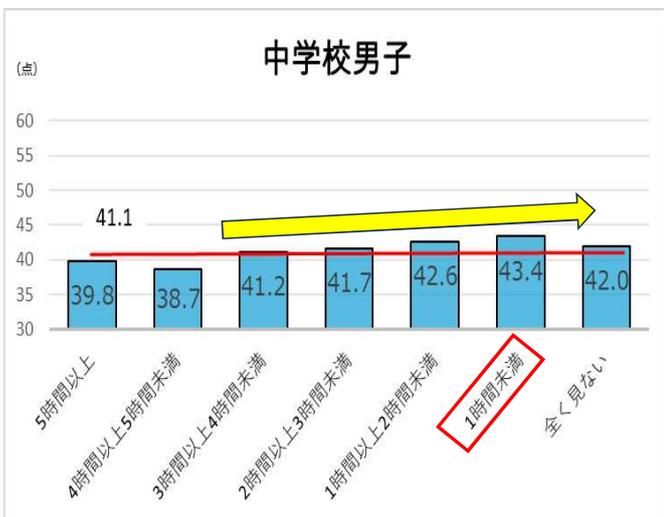
61

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「平日の学習以外でのスクリーンタイム（テレビやDVD・ゲーム機・スマートフォン・パソコンなどの画面視聴時間）と体力合計点との関連」



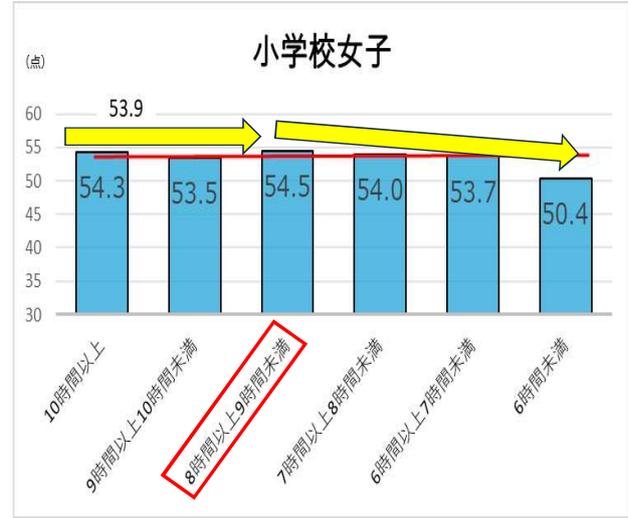
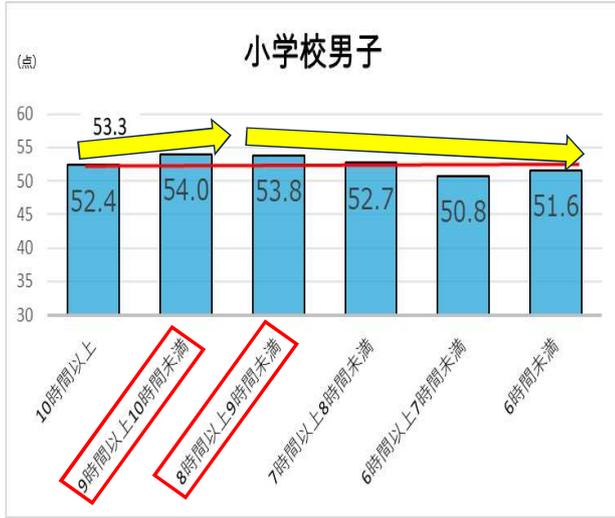
62

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「1日の睡眠時間と体力合計点との関連」



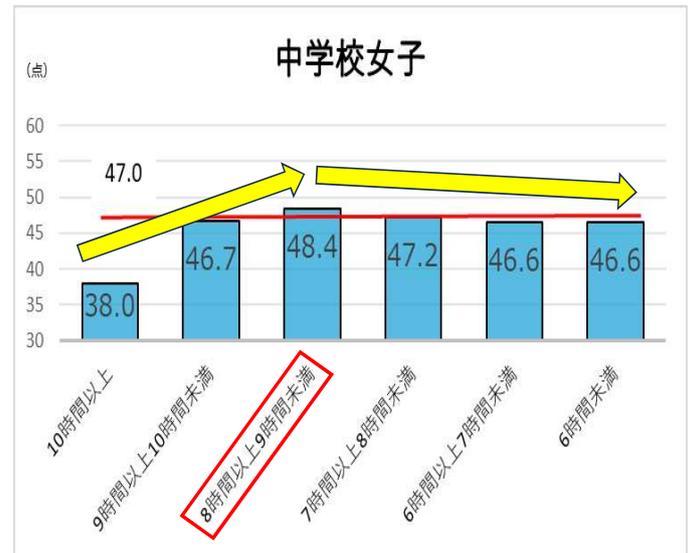
63

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「1日の睡眠時間と体力合計点との関連」



64

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「朝食を食べる割合と体力合計点との関連」



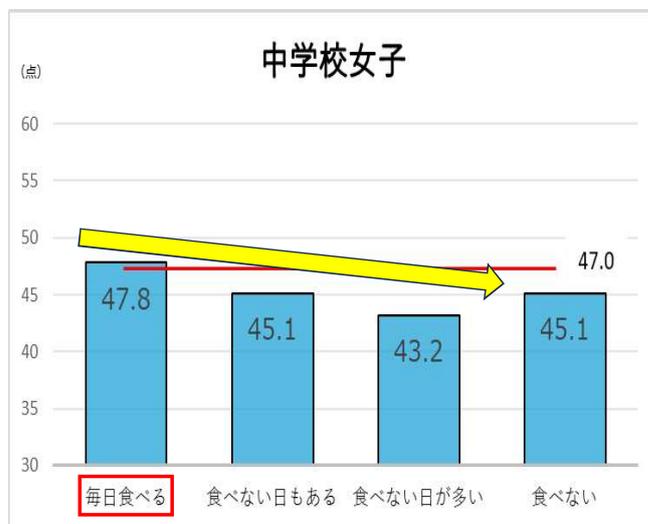
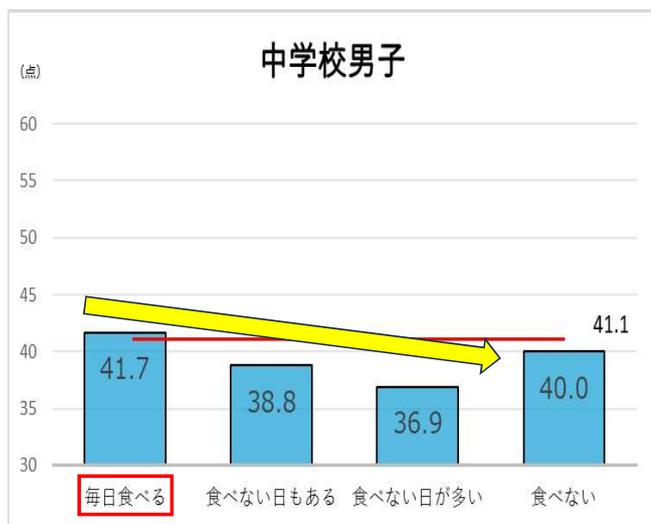
65

2 調査結果について

報告事項 5

(3) 運動習慣・生活習慣に関する質問紙調査

「朝食を食べる割合と体力合計点との関連」



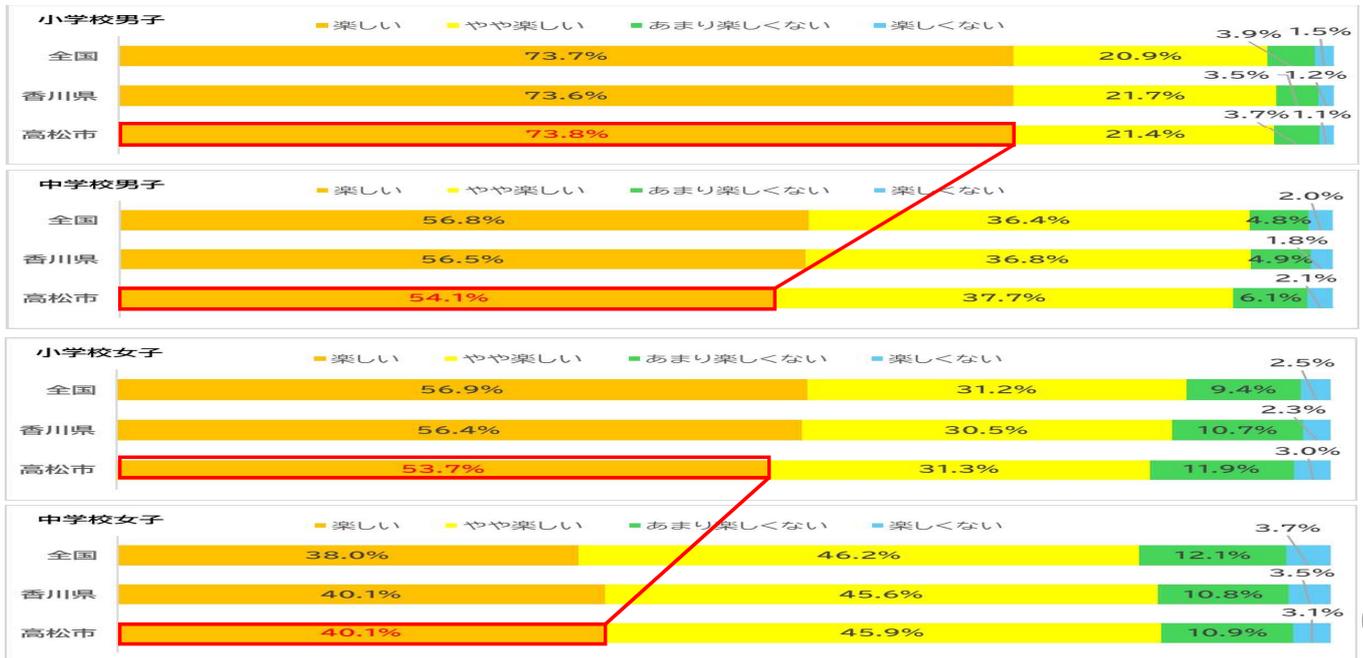
66

2 調査結果について

報告事項 5

(4) 授業等に関する質問紙調査

「体育（保健体育）の授業は楽しいですか。」



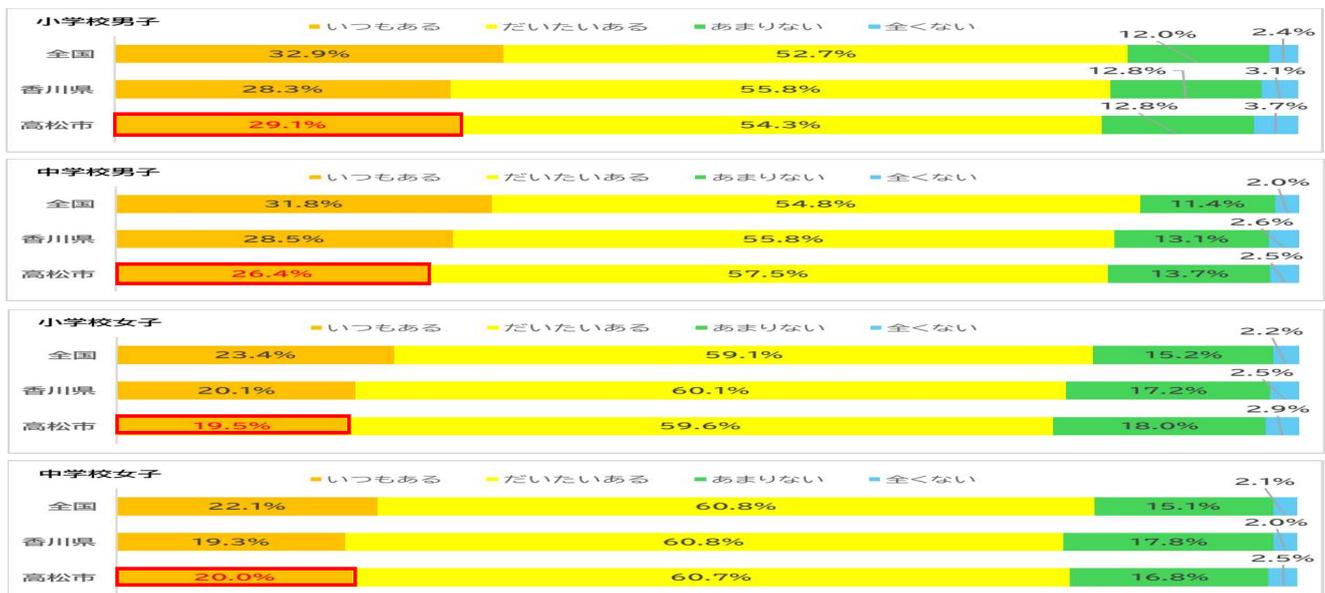
67

2 調査結果について

報告事項 5

(4) 授業等に関する質問紙調査

「保健体育の授業で、目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか。」



68

2 調査結果について

報告事項 5

(4) 授業等に関する質問紙調査

「卒業後、自主的に運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか。」



69

3 調査結果のまとめ

報告事項 5

今回の調査結果を受けて、以下の項目について分析を行った。

分析項目	分析結果
1 【小学校】 握力（筋力）の低下	生活環境の変化から日常生活で重い荷物を運ぶ、力をかけるなどの活動が減少してきているため。 → 県の取組「にぎりピック in Kagawa」への参加啓発 体育「器械運動系」「体力づくり運動系」の充実（取組事例の紹介）
2 【中学校】 上体起こし （筋持久力）の低下	スマホ・タブレットのなど、座っている時間が長くなり、姿勢悪化につながってきたため。日常生活で腹筋に力が入らない。 → 保健体育「器械運動」「体力づくり運動」の充実（取組事例の紹介）
3 運動習慣の二極化	①空間の減少、②時間の減少、③なかまの減少、④体育嫌い・苦手意識の4つの要素が主に組み合わさっているため。 → アクティブチャイルドプログラムの活用 等 → 体育好きの子どもを育てる → 生涯スポーツへのつながり（スポーツに関わる） → 次世代の子どもが大人の姿を見る
4 生活習慣との関連 ・スクリーンタイム ・睡眠時間 ・朝食 と体力合計点	・運動の魅力や目的が、スクリーンタイム（ネットでなかまとつながりをもてる）に置き換わり、運動意欲の減少が起こっているため。（肥満を助長） ・塾などの影響で、就寝時刻が遅くなっており、十分な睡眠時間が確保できていないため。（スクリーンタイムとの関連も大きい。） ・朝食は、①エネルギーの補充、②体内時計をリセット、③体温の上昇、④骨や筋肉を作るなどの大切な役割を担っているため。朝食で一日を始める習慣が身につけていることが運動や睡眠など他の活動的な生活習慣にも影響を及ぼしていると考えられる。 → 「早寝早起き朝ごはん運動」「スマートメディア教育」等の活用 健康三原則の重要性を学校や教育委員会から家庭や地域に啓発・連携

70

令和 7 年度学校医等の感謝状贈呈について

教育局保健体育課

71

報告事項 6

1 感謝状贈呈の概要

学校医等感謝状贈呈審査基準内規に基づき、学校医等として多年にわたり学校保健活動を推進してきた方に対し、その功績をたたえ教育委員会から感謝状を贈呈するもの。

(参考) 学校医等感謝状贈呈審査基準内規

- 1 趣旨
この内規は、多年にわたり本市の学校保健活動を推進してきた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）感謝状を贈呈するための審査基準を定めるものとする。
- 2 審査基準
前項の規定により感謝状を贈呈するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 学校医等として、20年以上在職し退職した者
 - (2) 学校医等として、10年以上在職し死亡した者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 選考委員会
教育長、教育局長、教育局次長及び学校教育関係課長によって委員会を構成し選考する。
- 4 時期
感謝状の贈呈は、原則として毎年3月に行う。
附 則
この内規は、昭和56年3月26日から施行し、昭和55年3月26日から適用する。
附 則
この内規は、平成29年4月1日から施行する。

72

2 候補者

1名（学校歯科医）

氏名	職名	学校名及び期間			学校医歴	備考
坂東 達矢	学校歯科医	下笠居中学校	H10.4.1～R8.3.31	28年間	28年	勇退

高松市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

高松市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	..	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領に示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行（令和8年4月1日）に伴って同法第8条に基づき策定するものである。

本計画の実施状況については高松市総合教育会議において報告するとともに、必要に応じて見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

ア 高松市教育委員会では、平成30年4月に「教職員の働き方改革プラン」、令和3年4月に「教職員の働き方改革プラン2」を策定し、働き方改革を推進してきた。

令和2年4月に「高松市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とした。

令和6年2月に「第3期高松市教育振興基本計画」を策定し、学校における働き方改革の推進の指標として、年間の年次休暇の平均年間取得日数を15日以上にすることを目標としている。

イ こうした取組の結果、本市における教職員の年間年次有給休暇の平均取得日数や、時間外在校等時間の状況等については、以下のとおりである。

【時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	45.6%	40.1%	36.4%
中学校	60.4%	54.1%	48.5%

【時間外在校等時間が年360時間を超える教職員の割合】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	77.8%	73.5%	67.8%
中学校	82.7%	77.3%	75.9%

【教職員の年間年次有給休暇の平均取得日数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小・中学校	10.9日	16.4日	17.0日

【教職員のストレスチェックにおける高ストレス判定者率】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小・中学校	24.1%	16.2%	15.1%	13.6%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月 45 時間、年 360 時間を超える教職員数を令和 11 年度までにゼロにする。
- ・教職員一人当たりの 1 か月時間外在校等時間を令和 11 年度までに平均 30 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス判定者率を 10%以下にする。

3 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 11 年度

2016 年 (H28)	2017 年 (H29)	2018 年 (H30)	2019 年 (R1)	2020 年 (R2)	2021 年 (R3)	2022 年 (R4)	2023 年 (R5)	2024 年 (R6)	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
		働き方改革プラン 1			働き方改革プラン 2			業務量管理・健康確保措置実施計画					
第 2 期高松市教育振興基本計画				第 2 期高松市教育振興基本計画 (改訂版)				第 3 期高松市教育振興基本計画 ～2031 (働き方改革の推進の指標を設定)					

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校と教師の業務の3分類(別紙参照)を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・学校運営協議会及び地域学校協働活動を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得るよう努める。
- ・登下校時や放課後等の校区内の見守り活動に加え、環境整備、土日の灌水等において、地域人材の積極的な活用を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・令和 8 年度から始まる新しい少年育成委員制度により、学校教員を委嘱対象者から除外し、より地域に根差した地域住民によるボランティア活動としての巡回・補導を推進する。

○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・特別支援教育就学奨励費の取扱いについて、学用品通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品費の定額支給を行うとともに、同費目の保護者への直接支給を行う。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校と地域が抱

える課題を議論し、相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進する。

- ・学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員(コーディネーター)等が中心となって、地域住民による昼休みの見守り活動や、児童生徒の地域行事等を行う。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・高松市スクールロイヤー学校法律相談事業により、早い段階から法律の専門家に相談し、いじめや虐待、各種ハラスメント等困難な問題に対し、適切な指導・助言を得ることで、円滑で適正な学校運営をめざす。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・市教委への提出文書や各種調査において、デジタル技術を活用することにより、印刷・集計等に係る事務負担を軽減する。
- ・教育職員の専門性に深く関わるもの以外は、教員業務支援員等が中心となって取りまとめを行うことを推進する。

○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援員等の積極的参画により、教育職員の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・「高松市地域クラブ活動基本方針」を踏まえ、令和9年9月からの、平日及び休日の全ての部活動の地域展開に向けて、関係団体等と連携しながら、全庁的に取り組む。
- ・指導者の確保に向けて、地域への広報活動に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備 ○学習評価や成績処理 ○学校行事の準備・運営

- ・校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務DXを一層進めることにより、教職員業務の効率化を図る。
- ・教員業務支援員や図書館指導員、ICT 支援員等の専門スタッフを活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行う。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・学校生活支援員、校内サポートルーム支援員、英語指導補助員、日本語指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校や地域の実態に応じて、適切に人員を配置し、その専門性を発揮することで、チーム学校として支援が必要な児童生徒・家庭への対応を行う。
- ・「虹の部屋」「みなみ」等の教育支援センターの支援員を拡充するとともに、民間施設等、関係機関との連携を深め、学校以外にも児童生徒の居場所を作れるよう努める。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数が、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう、教育課程の点検、見直しをすることで、授業時数の平準化を図り、過度な授業負担が特定の時期や教員に集中しないようにする。
- ・日直当番業務を見直すとともに校舎の施錠時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を推進する。
- ・事務職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図りながら、共同学校事務室を基盤とした学校事務の安定化・平準化・効率化、事務職員間の相互支援体制の構築、校務DXの推進、研修の実施等を通じて、組織的な学校事務の強化と適正化を進める。
- ・勤務時間外の電話対応については、ガイダンスによる音声案内や、録音機能の設定等により、保護者等に教職員の働き方改革についての理解と協力を求める。
- ・教育委員会から地域や保護者へ、本計画の趣旨について周知し、理解と協力を求める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・各小中学校の衛生管理者や衛生推進者を中心に、毎月定期的に衛生委員会を開催するよう徹底する。必要に応じて、教職員の安全衛生や健康に関する情報提供等を行い、安全安心で働きやすい職場環境について、各校で協議できる場の定着をめざす。
- ・全教職員にストレスチェックを実施し、メンタルヘルスの保持増進のため、県内の相談機関等を紹介するとともに、高ストレス判定者の内、希望する者には、医師による面接指導を受ける体制を整える。
- ・長時間労働の教職員については、健康障害防止のため、医師による面接指導を受けることができるよう体制を整える。
- ・教育委員会が市内各学校の教職員の時間外在校等時間を把握し、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員には、校長が面談を行い、業務の改善とメンタルヘルスについて助言する。状況が改善しない場合は、教育委員会が校長に対して状況の確認及び指導を行う。
- ・各学校において、年次有給休暇の取得を促進する。
- ・フレックスタイム制の導入により、職員が業務の繁閑や家庭の事情等に応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに教育の質の向上を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで毎月報告を受け、把握する。
- (2) 年次有給休暇にかかる目標の達成状況については、本市で実施している調査の結果から把握する。
- (3) 取組の着実な実行を図るため、本計画の実施状況については高松市総合教育会議にお

いて報告するとともに、必要に応じて見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。また、毎年度、高松市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、管理職研修会等を通じて本計画の趣旨や達成状況等を伝えるとともに、マネジメント等に関する研修を充実させるなど支援する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

附則

本計画は令和8年4月1日から施行する。

高松市立学校における「学校と教師の業務の3分類」に関する取組

令和8年4月1日現在

ア 学校以外が担うべき業務

* 学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずる

※以下の表の左端欄は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)本文より抜粋

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。</p> <p>なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。</p> <p>また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を通じた学校の働き方改革の理解促進 ・スクールガード・リーダーによる学校の登下校時を中心とした巡視活動や地域の学校安全ボランティア等の指導 ・高松市放課後児童クラブ、民間児童保育による、授業終了後の適切な遊びや生活の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材による登下校時の見守り活動や放課後等の校区内の見回り活動 ・環境整備、土日の灌水等における、地域人材の積極的な活用の推進 ・教育委員会から地域や保護者へ、本計画の趣旨の周知と理解と協力の依頼 ★日直当番業務の見直しとともに校舎の施錠時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫の推進
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少年育成委員や少年育成センター職員等による登校時や下校時に学校周辺及び量販店、商店街などの巡回・補導 ・少年育成委員制度の委嘱対象者の見直し（教員を除外）と例規改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい少年育成委員制度の定着による、教員の業務負担軽減

③学校徴収金の徴収・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れることが適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。</p> <p>また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給食費の公会計化 学校徴収金マニュアルの策定と学校への周知徹底 就学援助費の保護者への直接振込 	<p>★特別支援教育就学奨励費の取扱いについて、学用品通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品費の定額支給を行う保護者への直接支給</p>
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動の推進 モデル校における地域学校協働活動推進員の委嘱による活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動推進員等を中心とした、地域住民による昼休みの見守り活動や、児童生徒の地域行事等の実施
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高松市スクールロイヤー学校法律相談事業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 高松市スクールロイヤー学校法律相談事業の活用（ハラスメントに関する対応を含む）

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

* 学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずる

※以下の表の左端欄は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)本文より抜粋

⑥調査・統計等への回答	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への提出文書や調査の削減 ・Logo フォームの活用（手続き等の電子化） ・提出様式の見直し（公印の要否等） ・出勤簿の電子化 ・校務支援システムの導入や ICT 環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ★市の調査・通知・提出物の見直し（紙媒体での回答を削減） ・校務支援システムの機能追加による業務の効率化 ・教員業務支援員等が中心となって取りまとめを行うことを推進
⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校ブログの効果的な活用による、学校からの各種便り等の見直しの推進
⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 支援員等の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 支援員等の積極的参画による教育職員の事務負担軽減
⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。</p> <p>また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開放された学校施設の管理及び利用方法の指導は、管理指導員が利用者に行う。 	

⑩校舎の開錠・施錠	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。</p>		<p>・日直当番業務の見直しとともに校舎の施錠時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫の推進</p>
⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。</p>		<p>・学校の職員等の輪番等による負担軽減の促進</p>
⑫校内清掃	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。</p>		<p>・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減の促進</p>
⑬部活動	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「高松市部活動ガイドライン」の策定と周知徹底 ・高松市小中学校運動部活動等講師派遣事業の活用 ・部活動指導員派遣の拡充 ・「高松市地域クラブ活動基本方針」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ★部活動の地域展開 ★指導者の確保に向けて、地域への広報活動に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

* その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずる

※以下の表の左端欄は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)本文より抜粋

⑭給食の時間における対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。		・学校生活支援員等の専門スタッフの補助による教育職員の負担軽減を促進
⑮授業準備	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。	・校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務 DX の推進による業務の効率化 ・教員業務支援員や ICT 支援員等の専門スタッフの配置、活用	
⑯学習評価や成績処理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。 また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること	・校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務 DX の推進による業務の効率化 ・教員業務支援員や ICT 支援員等の専門スタッフの配置、活用 ・香川県公立高等学校入学者選抜試験でインターネット出願実施	・AI 型学習ドリルの導入、活用による採点業務等の軽減
⑰学校行事の準備・運営	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。	・教員業務支援員や ICT 支援員等の専門スタッフの配置、活用 ・共同学校事務室による学校事務の効率化の促進	

⑩進路指導の準備	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業による職場体験学習のサポート（児童生徒と地域企業を結ぶ取組） 	<ul style="list-style-type: none"> ・シビックプライド醸成事業「高松プライドプロジェクト」の実施 ★職場体験の場の一つとして「ゆめマルシェ」の実施
⑪支援が必要な児童生徒・家庭への対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活支援員、校内サポートルーム支援員、教員業務支援員、英語指導補助員、日本語指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による教師との協働促進 ・日本語初期指導教室の設置 ・医療的ケア児に対応する看護師の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ★日本語初期指導教室の拡充 ★日本語教育指導者派遣の拡充
<p>特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「虹の部屋」「みなみ」「なないろ」「しずく」等の教育支援センターや民間施設等関係機関との連携による児童生徒の居場所作り 	<ul style="list-style-type: none"> ★高松市校内サポートルームの設置と支援員の配置 ・教育支援センター支援員の拡充

第2次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）【概要】①

計画策定の趣旨(計画1P)

令和3年度に「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(高松市読書バリアフリー計画)」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として取組を進めてきた。

高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(高松市読書バリアフリー計画)の計画期間が令和7年度にて満了することから、国の計画を踏まえ、事業の成果・課題、環境の変化を検証し、今後の各種事業の充実、効果的な取組の実施により、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進を図るため次期計画を策定する。

国の策定状況

令和元年6月:視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の公布

令和2年7月:視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定

令和7年3月:視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第2期)の策定

計画の対象者(計画2P)

視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者。

計画の期間(計画2P)

令和8年度(2026年度)から12年度(2030年度)までの5年間

第2次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）【概要】②

基本方針(計画7P)

- I 誰もがその特性に応じた適切な資料を利用できるよう、資料を充実させます
- II 誰もがニーズにあった資料を手にすることができるよう、利用環境の整備に取り組みます
- III 誰もが利用できる読書環境があることを知ってもらうよう、周知に取り組みます

成果目標となる指標(計画10P)

取組内容	項目	R6年度(現状)	R12年度(目標)
アクセシブルな書籍等の充実	大活字本	3,358冊	4,300冊
	LLブック	67冊	80冊
	点字付き絵本	271冊	400冊
	デイジー図書	90点	120点
	電子書籍	2,526点	3,500点
	オーディオブック	40点	80点
りんごの棚の充実	年間貸出冊数	713冊	1,000点
読書支援機器の整備	デイジー用タブレット所有台数	3台	5台
	貸出回数	0件	10件
音訳・点訳者等の養成	養成講座の実施回数	0回	2回
	参加人数(延べ)	0人	30人
バリアフリー読書支援サービスを周知するイベント等の開催	回数	1回	3回
	参加人数	61人	150人

「第2次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に
関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）」

高松市教育委員会

令和8年3月

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象者.....	2
4 計画の期間.....	2
5 「SDGs」との関係.....	2
第2章 現状と課題	3
1 本市にける対象者数と利用の状況.....	3
2 視覚障がい者等が利用可能な読書手段.....	3
3 障がいのある方の読書環境の現状.....	4
4 障がいのある方の読書環境の課題.....	6
第3章 基本方針と具体的な取組	7
1 基本方針.....	7
2 具体的な取組と指標の設定.....	8
用語集	11

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和元年（2019年）6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を整備することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

「読書バリアフリー法」では、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、また、「地方公共団体は、(国の)基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

国は、令和2年（2020年）に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定め、令和7年（2025年）3月には同計画（第二期）を策定しています。

本市においては、令和3年（2021年）10月に「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（高松市読書バリアフリー計画）」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、様々な取組を進めてきました。

このような中、近年、デジタル機器の普及や情報通信手段の多様化等、読書活動を取り巻く状況は大きく変化し、市内のどこに住んでいても、気軽に読書ができる環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の読書バリアフリーにおける目標を明確にし、社会の変化に対応しながら、将来を見据えて計画的に推進するため、「第2次「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2次高松市読書バリアフリー計画）」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、読書バリアフリー法に基づき、読書が困難な方の読書環境の整備の推進に関する計画として定めるものです。

「第7次高松市総合計画」や「第3期高松市教育振興基本計画」、「第6次高松市子ども読書活動推進計画」、「たかまつ障がい者プラン（令和6年度～8年度）」などの関連計画と整合を図りながら、施策を推進します。

3 計画の対象者

本計画は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、活字によって表現された書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）を読むことが難しい方、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい方（以下「読書が困難な方」という。）を対象とします。

4 計画の期間

令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間とします。

5 「SDGs」との関係

障がいの有無に関わらず、全ての市民が等しく読書ができる環境の整備を推進することは、平成27年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない」という理念と一致します。

本計画では、SDGsの目標達成に貢献します。

<関連するゴール>



第2章 現状と課題

1 本市における対象者数と利用の状況

令和4年度（2022年度）末時点で、本市における身体障がい者手帳所持者は17,115人で、平成30年度（2018年度）末と比較すると、1,100人減少しています。主障がい部位別にみると、「視覚障がい」1,112人、「肢体不自由」7,996人となっています。【たかまつ障がい者プラン（令和6年度～8年度）】

一方、本市図書館において視覚障がい者サービス等を受けている方は、令和6年度末時点で154人と、多くの方が視覚障がい者サービス等を利用しているとは言えない状況にあります。

また、支援を必要とする視覚障がい者等のニーズを把握するとともに、サービスに関する情報が届くよう、周知方法を工夫する必要があります。

2 視覚障がい者等が利用可能な読書手段

現在、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のような方法があります。

- 自分で読む：点字図書^{※1}、大活字本^{※2}、触る絵本^{※3}、LLブック等^{※4}
- 人に読んでもらう：図書館での対面朗読サービス
- 再生機で音声や画像化して読む：録音図書^{※5}、デージー図書^{※6}、
- 機器を使って自分で読む：拡大読書器^{※7}、リーディングトラッカー^{※8}等
- 機器を使って読み上げさせる：電子書籍



マルチメディアデージー

デージー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、音声にテキストや画像を同期させることができるなどがある。



拡大読書器

視覚に障がいがある方等が文字や画像を拡大し、コントラストを調整して見やすく表示することで、読書を支援する機器。



リーディングトラッカー

読みたい行に視点を集中させる読書補助具。視覚障がいのある人等の読書をサポートする道具であると共に、集中して読書したい人にも便利な道具。

3 障がいのある方の読書環境の現状

本市図書館では、読書が困難な方への支援として、次の取組を行っています。

サービス	内容
対面朗読サービス	中央図書館、香川図書館で実施しています。持ち込み資料を読むこともできます。
アクセシブルな書籍 ※ ⁹ 等の提供	全国の公立図書館や点字図書館 ^{※¹⁰} と相互貸借を行い、視覚障がい者等に録音図書や点字図書を提供しています。また、来館が困難な方には郵送貸出サービスを実施しています。
アクセシブルな書籍 等の製作	録音図書、点字図書を製作しています。
読書支援機器の提供	中央図書館には、拡大読書器や音声デイジー再生機、デイジー用タブレット、リーディングトラッカー等を所有、貸出、個別の利用体験を行っています。
※ ¹¹ りんごの棚の設置	大活字本、点字の本、LLブックなどを配置するほか、発達障がいについてなど障がいを理解するための本も設置しています。
声の広報の発行	「広報高松」から主要な市政ニュースやお知らせ、市視覚障害者福祉協会からのお知らせなどをCDに収録し、毎月1回郵送しています。 【広聴広報・シティプロモーション課】
※ ¹² サピエ図書館の利用 支援	サピエ図書館への加入を通して、会員施設・団体が製作又は所蔵する点字図書や録音図書に関する書誌データベースの提供及びダウンロード等による貸出サービスを行っています。

※中央図書館は、サンクリスタル高松リニューアル工事により、令和7年5月より令和9年秋頃まで休館しています。

第1次計画では、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指し、次の4つの施策の方向性と10項目の指標を設定しています。

表にあるとおり、視覚障がい者への資料の郵送貸出件数と読書支援機器・用具給付件数は令和2年度と比較して減少していますが、他の項目は増加をしています。

特に大活字本などの視覚障がい者等が利用しやすい資料は、大幅に増加しています。

【4つの施策の方向性】

- 方向性1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等
- 方向性2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- 方向性3 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援
- 方向性4 図書館サービスの人材育成・体制整備

【指標】

項目		令和2年度	令和6年度	令和7年度 (目標)
視覚障がい者資料郵送貸出件数		167件	144件	250件
障がい者支援コーナー	年間貸出件数	612冊	713冊	1,000冊
高松市図書館 所蔵資料	大活字本	2,044冊	3,358冊	2,500冊
	LLブック	53冊	67冊	80冊
	点字付き絵本	125冊	271冊	150冊
	録音図書(CD)	946点	1,097点	1,050点
	デイジー図書	51点	90点	100点
サピエ図書館	個人会員登録数	—	9人	20人
読書支援機器・用具給付件数 (日常生活用具給付制度)		42件	37件	45件
図書館ボランティア養成・スキルアップ講座等参加人数		49人	61人	150人

4 障がいのある方の読書環境の課題

現在、音声読み上げ対応の書籍やマルチメディアデイジー、LLブックなどは出版点数が限られており、なかなか話題の図書や新しい情報に触れることができません。

また、障がいの種別や程度によって、利用しやすい書籍や読書の形態が異なり、サービスを提供する側の図書館が個々の障がいの特性やニーズを把握し、環境を整備する必要があります。

第1次計画の指標にもあるとおり、アクセシブルな書籍等の所蔵は増加しているものの、年間貸出件数や視覚障がい者資料郵送貸出、読書支援機器・用具給付といった本市図書館が実施している読書バリアフリーサービスについて、市民に広く認知されているとはいえない状況があるため、今後も、読書が困難な方やその支援者、関係機関等に情報を届けられるように、効果的なPR方法を検討していく必要があります。

また、点訳・音訳などのボランティアをはじめ、読書環境を支える人材が不足しているという課題があると考えられます。

より多くの方に読書方法や支援サービスへの認知を広げるためには、関係者と連携しながら、幅広い情報発信や行事に取り組む必要があります。

さらに、職員やボランティアの知識・スキルの向上を支援するため、各種の研修を実施する必要があると考えられます。

第3章 基本方針と具体的な取組

1 基本方針

本市図書館では「市内のどこに住んでいても、気軽に読書ができる環境の整備」の実現に向けて、読書バリアフリーサービスを充実させるとともに、関係機関と連携し、読書が困難な方が利用できる読書環境があることを市民の皆さんに広く認知してもらい、潜在的なニーズを実際の利用へとつなげていくことが重要です。

国においても、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（第二期）の中で、3つの基本的な方針を定め、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものとして取り組んでいます。

そのようなことから、本市においても、次の3点を基本方針として定め、読書が困難な方の読書環境の整備に取り組めます。

【基本方針 1】

誰もがその特性に応じた適切な資料を利用できるよう、資料を充実させます

【基本方針 2】

誰もがニーズにあった資料を手にすることができるよう、利用環境の整備に取り組めます

【基本方針 3】

誰もが利用できる読書環境があることを知ってもらうよう、周知に取り組めます

2 具体的な取組と指標の設定

【基本方針 1】

誰もがその特性に応じた適切な資料を利用できるよう、資料を充実させます

【基本的な考え方】

障がいの種別や特性、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期の各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍について考慮し、アクセシブルな書籍等の収集及び製作を行い、誰もが適切に利用できるような種類の資料の充実に努めます。

また、視覚障がい者等が円滑に利用できるよう、電子書籍等の利用を推進します。

さらに、国立国会図書館やサピエ図書館等と連携し、資料を提供できるよう取り組みます。

- (1) 読書が困難な方が自身の障がい特性や年齢に合った資料を利用できるよう、様々な種類の資料の収集を行います。
- (2) りんごの棚など、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの充実に取り組みます。
- (3) 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍やオーディオブック等※13の充実に取り組みます。
- (4) 国立国会図書館や公立図書館、市内の学校図書館、点字図書館、サピエ図書館等と連携し、相互貸借制度を活用し資料の提供に努めます。
- (5) 図書館職員や書籍等を製作する施設・団体と連携し、点訳・音訳等の書籍の製作に取り組みます。

【基本方針 2】

誰もがニーズにあった資料を手にすることができるよう、利用環境の整備に取り組みます

【基本的な考え方】

視覚障がい者等が必要とする書籍等を提供できるように関係機関との連携を強化します。

また、読書や図書館の利用が難しい視覚障がい者等にとって、読書や図書館がより身近なものとなるよう取組を進めます。

さらに、司書や読書ボランティア等、視覚障がい者等の読書環境の整備にかかわる人材の確保に努めます。

- (1) 香川県立視覚支援学校や市内の学校図書館と連携し、視覚障がい児等がアクセシブルな書籍等を利用できるよう支援します。
- (2) 拡大読書機などアクセシブルな書籍等を利用するために、デイジー用タブレットなど必要な読書支援器の充実に、引き続き取り組みます。

- (3) アクセシブルな書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- (4) 図書館職員や書籍等を製作する施設・団体等の養成講座や研修を開催し、点訳・音訳等の書籍を製作するための人材養成を行います。
- (5) リニューアルする中央図書館では、視覚障がい者等が快適に利用できるようピクトグラム^{※14}や分かりやすい表現を使用した利用案内など館内の案内サービスの充実のほか、必要な施設整備に取り組みます。

【基本方針3】

誰もが利用できる読書環境があることを知ってもらうよう、周知に取り組みます

【基本的な考え方】

読書バリアフリーの考え方が普及し、読書が困難な方の読書環境が改善するよう、その意義や取組について、市民への周知・啓発を図ります。
また、視覚障がい者等が、書籍と出会い、多くの情報を得られるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知に取り組みます。

- (1) 関係課や香川県立視覚支援学校、市内の学校図書館等と連携し、バリアフリー読書支援サービスを紹介するリーフレット等を配布するなど、情報提供に取り組みます。
- (2) 国立国会図書館やサピエ図書館が提供しているサービスについて周知を図ります。
- (3) 本市図書館で収集したアクセシブルな書籍等を本市ホームページのほか、様々な方法で情報を発信し、分かりやすい表示に努め、利用しやすい環境づくりに努めます。
- (4) アクセシブルな書籍等や読書支援機器等を実際に体験できる行事等に取り組みます。

【成果目標とする指標】

3つの基本方針に基づき、計画期間の5年間を評価する指標として、下記の項目を定め、進捗管理を実施します。

取組内容	項目	令和6年度 (現状)	令和12年度 (目標)
アクセシブルな書籍等の充実	大活字本	3,358冊	4,300冊
	LLブック	67冊	80冊
	点字付き絵本	271冊	400冊
	デージー図書	90点	120点
	電子書籍	2,526点	3,500点
	オーディオブック	40点	80点
りんごの棚の充実	年間貸出冊数	713冊	1,000冊
読書支援機器の整備	デージー用タブレット 所有台数	3台	5台
	貸出回数	0件	10件
音訳・点訳者等の養成	養成講座の実施回数	0回	2回
	参加人数(延べ)	0人	30人
バリアフリー読書支援サービスを周知するイベント等の開催	回数	1回	3回
	参加人数	61人	150人

用語集

用 語		説 明
* 1	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で示された図書のこと。
* 2	大活字本	視力が弱い人に対応するために、通常よりも大きな文字（大活字）や判型を用いた本のこと。
* 3	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。
* 4	LLブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lättlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」は、知的障がいのある人など、文字を読むことが苦手な人も読めるよう、分かりやすい言葉や文章、イラストや写真を使った「やさしく読める」本のこと。
* 5	録音図書	耳で聴いて読書できるよう、活字の文章を声に出して読み、その音声をCDやカセットテープに録音した図書。
* 6	デージー図書	「デージー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デージー図書の特徴には、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができるなどがある。
* 7	拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより、読み書きを支援する機器。
* 8	リーディングトラッカー	読みたい行に視点を集中させる読書補助具。ディスレクシアや、視覚障がいのある人の読書をサポートする道具であるとともに、集中して読書したい人にも便利な道具。（ディスレクシアは、限局性学習症の一つとされ、全般的な知的発達に正常で、学習意欲があるにもかかわらず、文字の読み書きに限定した困難を有する疾患。）

* 9	アクセシブルな書籍等	「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障がい者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。
* 10	点字図書館	点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレファレンスサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。
* 11	りんごの棚	「本が読めない、読みにくいという特別なニーズのある子ども達のために、読書の喜びを与えたい。」という願いからスウェーデンの図書館で生まれた。りんごの棚には、大活字本、点字の本、LLブックなどを配置するほか、発達障がいについてなど障がいを理解するための本も含まれる。
* 12	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
* 13	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。
* 14	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて、情報や注意を示すために表示される記号。

**第 2 次高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画
(第 2 次高松市読書バリアフリー計画)**

発行年月 令和 8 年 3 月
発 行 高松市教育委員会
問合せ先 高松市中央図書館
〒760-0014
高松市昭和町 1 丁目 2-20 サンクリスタル高松
Tel 087-861-4501
Fax 087-837-9114
E メール library@city.takamatsu.lg.jp
ホームページ <https://library.city.takamatsu.kagawa.jp/>

※高松市中央図書館休館中の問い合わせ先

〒760-0012 高松市瀬戸内町 30 番 5 号 高松市中央卸売市場管理棟 2 階

令和8年第2回高松市議会定例会追加提出議案に対する意見の申出について

議案	内容	ページ
令和7年度高松市一般会計 補正予算（第10号）	別紙資料参照	1

別紙資料 3月市議会定例会に追加提出予定の補正予算について

<歳出>

単位：千円

項	目	細々目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正事由
教育総務費	事務局費	職員退職手当	51,998	48,333	100,331	勸奨退職2名増、臨時講師2名増給与改定による算定基準額の増により増額するもの
	教育振興費	不登校対策事業費	9,654	0	9,654	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 県1,517 △1,517
小学校費	学校管理費	小学校施設老朽化対策事業費	417,389	500,443	917,832	【前倒し分】国の補助認証に伴い、老朽化した校舎の改修等を実施するため、増額補正するもの。 (特定財源) (一般財源) 国 80,936 6,407 市債413,100 【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 国 25,628 20,272 市債△19,900 繰入△26,000
		小学校バリアフリー化等施設整備事業費	139,093	60,357	199,450	国の補助認証に伴い、既存校舎にエレベーターを設置することにより学校施設の利便性向上を図るため、増額補正するもの (特定財源) (一般財源) 国 20,119 38 市債 40,200 【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 市債 2,200 △2,200
		小学校校舎等整備事業費	243,951	0	243,951	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 国 △7,186 △3,614 市債 11,800 繰入 △1,000
		小学校体育館空調設備設置事業費	17,682	0	17,682	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 繰入△9,000 9,000
	教育振興費	要保護及び準要保護児童就学奨励費	363,046	△34,000	329,046	物価高騰対策として、令和8年1月から3月分の学校給食費が無償化されたことに伴い、同期間の給食費に係る支出の見込みがなくなったことによる減額するもの

項	目	細々目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正事由
中学校費	学校管理費	プラスチックごみ対策事業費	0	18,963	18,963	学校施設に給水機を設置することにより、生徒の熱中症対策及び環境意識の醸成を図るため、補正するもの
		中学校施設老朽化対策事業費	128,294	550,867	679,161	【前倒し分】国の補助認証に伴い、老朽化した校舎の改修等を実施するため、増額補正するもの (特定財源) (一般財源) 国 83,096 11,471 市債456,300 【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 市債 △5,400 49,400 繰入△44,000
		中学校校舎等整備事業費	202,143	0	202,143	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 市債 7,200 △7,200
		中学校体育館空調設備設置事業費	4,290	0	4,290	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 繰入 △4,000 4,000
	教育振興費	要保護及び準要保護生徒就学奨励費	378,865	△ 41,000	337,865	物価高騰対策として、令和8年1月から3月分の学校給食費が無償化されたことに伴い、同期間の給食費に係る支出の見込みがなくなったことによる減額をするもの。
高等学校費	高等学校費	音楽科棟昇降機設備改修事業	30,608	△ 23,978	6,630	音楽科棟昇降機設備改修事業が入札不調により実施できなかったため、減額するもの (特定財源) (一般財源) 市△21,500 △478 繰△ 2,000
社会教育費	図書館費	サンクリスタル高松リニューアル事業	200,608	△ 11,060	189,548	家具等整備を令和9年度に行うことにより残額が生じたため減額するもの 【財源更正】 事業の内容変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 繰△24,350 24,350 市 △2,500 2,500
		図書館資料整備費	53,003	0	53,003	【財源更正】 事業の内容変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 諸収入23,107 △23,107
		ブックスタート事業	1,882	0	1,882	【財源更正】 事業の内容変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 諸収入 1,300 △1,300
		施設整備費	16,296	0	16,296	【財源更正】 事業の内容変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 市 8,100 △8,100

項	目	細々目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正事由
保健体育費	保健体育総務費	学校給食調理場整備事業費	192,980	0	192,980	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 繰△2,000 2,100 市△100
		給食センター管理運営費	753,741	0	753,741	【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) (一般財源) 市300 △300
	体育振興費	中学校体育振興費	30,850	△ 14,000	16,850	部活動指導員の配置やモデル事業の実施にかかる調整に時間を要したことにより、事業費が当初の見込みを下回ったため、減額するもの 【財源更正】 事業の内訳変更に伴い、財源更正するもの (特定財源) 国△4,144 県 4,144

〔債務負担行為〕 変更

単位：千円

項	補正前		補正後		備考
	期間	限度額	期間	限度額	
小学校施設老朽化対策事業費	令和8年度から令和10年度まで	981,319	令和8年度から令和9年度まで	462,119	太田小学校校舎等改築事業のスケジュールの見直しにより減額補正するもの

繰越明許費補正

(単位：千円)

項	事業名	関係予算	翌年度繰越額	繰越事由
小学校費	校舎等整備費	243,951	49,003	予定していた支払時期が延期されたことなどにより、年度内に予算の執行が不可能となったため
	小学校施設老朽化対策事業費	917,832	515,817	国の補正予算事業の執行に当たり、実施期間を確保するなどのため
	小学校バリアフリー化等施設整備事業費	199,450	67,007	国の補正予算事業の執行に当たり、実施期間を確保するなどのため
	小学校体育館空調設備設置事業費	17,682	9,200	予定していた支払時期が延期されたことなどにより、年度内に予算の執行が不可能となったため
	校舎等保守管理費	145,951	23,681	設計内容の検討に日時を要したことにより、年度内に事業の完了が不可能となったため
	遠距離児童等通学費	30,532	4,076	公用車の調達に日時を要したことにより、年度内に業務の完了が不可能になったため
中学校費	プラスチックごみ対策事業費	18,963	18,963	国の地域未来交付金等事業の執行に当たり、実施期間を確保するため
	校舎等整備費	202,143	45,916	工程調整に日時を要したことなどにより、年度内に事業の完了が不可能となったため
	中学校施設老朽化対策事業費	679,161	670,788	国の補正予算事業の執行に当たり、実施期間を確保するなどのため
	中学校バリアフリー化等施設整備事業費	108,976	108,976	工程調整に日時を要したことなどにより、年度内に事業の完了が不可能となったため

項	事業名	関係予算	翌年度繰越額	繰越事由
中学校費	中学校体育館空調設備設置事業費	4,290	4,290	予定していた支払時期が延期されたことなどにより、年度内に予算の執行が不可能となったため
	校舎等保守管理費	68,595	12,356	設計内容の検討に日時を要したことにより、年度内に事業の完了が不可能となったため
社会教育費	サンクリスタル高松リニューアル事業費	205,127	49,640	予定していた支払時期が延期されたことなどにより、年度内に予算の執行が不可能となったため
保健体育費	学校給食調理場整備事業費	192,980	16,700	設計内容の検討に日時を要したことにより、年度内に事業の完了が不可能となったため

令和 8 年

第 2 回高松市議会（定例会）

答 弁 要 旨

3 月議会

高松市教育委員会

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁	
3月5日	代表質問 山下 誠 議員 (自由民主党清新会)	9 教育について (1) 二十歳のつどい			
		① 今年度の成果と課題	教育長	1	
		② これまでの全庁横断的な連携検討等を踏まえ、次回どのように展開するのか	教育長	1	
	大西 智 議員 (市民フォーラム21)	(2) 令和9年9月からの部活動の地域展開に向けた今後の取組	教育長	2	
		7 教育について (1) 情報モラル教育への取組状況と、急速に進化する生成AIについて活用検討から具体的な活用に展開する考え	教育長	3	
		(2) 第2期高松市ICT教育推進計画における具体的取組・成果指標の進捗状況と達成に向けた課題	教育長	3	
3月6日	代表質問 大山 高子 議員 (公明党議員会)	7 中学校部活動の地域展開について (1) 実証事業で見えてきた成果と課題の総括	教育長	4	
		(2) 保護者の更なる理解促進のための方策	教育長	4	
		(3) 小規模校に対する対応	教育長	5	
		(4) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援	教育長	5	
		(5) 意見交換の場の設置など、企業が参画しやすい体制づくり	教育長	5	
		(6) 部活動の地域展開における「放課後FACT—ory」との連携	教育長	6	
		(7) 市民活動センターへの働きかけ	教育長	6	
		(8) 持続可能で誰一人取り残さない部活動地域展開に向けた市長の決意	市長	6	
		(9) 持続可能で誰一人取り残さない部活動地域展開に向けた教育長の決意	教育長	7	
	佐藤 好邦 議員 (自由民主党議員会)	6 教育について 学校における自殺予防対策の現状と、デジタル技術を活用した相談支援に対する見解	教育長	8	
		質疑 香川 洋二 議員 (自由民主党清新会)	3 学校教育について (1) 小・中学校における英語教育の現状と和製英語に対する考え及び正しい英語指導を行う考え	教育長	9
			(2) 通級指導教室の設置状況と教員配置の現状、及び該当児童生徒が13名以下の場合の対応	教育長	9

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
3月9日	中西 俊介 議員 (市民フォーラム21)	1 学校の財源確保について ふるさと納税により、個別の学校を指定した寄附を可能とすることで、各学校が主体的に活用できる財源を確保する仕組みを整備する考え	教育長	10
		2 学校給食におけるアレルギー対策について (1) 現状と課題認識	教育長	10
		(2) データ管理やデジタル技術の活用によって確認の確実性を高める仕組みを導入する考え	教育長	11
	質疑 岡田 まなみ 議員 (日本共産党議員団)	3 小中学校給食費の無償化について (1) 憲法の義務教育無償の原則と、学校給食費無償化の関係についての考え	市長	12
		(2) 新年度からの小学校給食費完全無償化を実施するに当たっての所見と、継続的な実施を目指す考え	市長	12
		(3) 中学校給食費の無償化を、2学期以降も継続する考え	市長	12
		(4) アレルギーなどでお弁当を持参する子や、学校で給食を食べられない子どもたちにも給付をする考え	教育長	13
		(5) 地産地消の学校給食を更に進めて、有機農法による学校給食を本市でも取り組んでいくことが大切であると考えているが、現状と方向性	教育長	13
	杉本 勝利 議員 (自由民主党清新会)	5 高松城天守再現に向け、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用することで、基金を立ち上げる考えについて	創造都市推進局長	14
	北谷 悌邦 議員 (自由民主党清新会)	4 「高松市立就学前教育・保育施設の配置等適正化方針」について (1) 方針の運用状況【参考】	市長	15
		(2) 幼稚園を閉園するならば、同じ町内の鬼無保育所をこども園へ移行して、幼稚園の利用を希望する児童を入れるようにする考え【参考】	市長	15
	米田 優 議員 (市民フォーラム21)	2 学校教育を取り巻く諸課題について (1) 小・中学校のフレックスタイム制運用の現状	教育長	16
(2) 教員の働き方改革は進んでいるのか、小・中学校現場において労働基準法や公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に反する勤務状態になっていないのか、現場の実態		教育長	16	
(3) 中学校の新入学生へ部活動地域展開のスケジュールや運営体制について、どのように周知するのか		教育長	17	
(4) 部活動地域展開に関して民間企業にも協力を促す考え		教育長	17	

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
3月10日	質疑 五条 陽子 議員 (無所属)	1 部活動の地域展開について		
		(1) 体制整備		
		① 地域展開のための組織づくりの現状	教育長	18
		② 直近の高松市地域部活動検討委員会における協議内容の受止めと今後の対応	教育長	18
		③ 個人の経済力や地域の教育力、地政学的特性などから「地域間教育格差」、「地域間教育差別」を生じさせないために、教育委員会として考えている最善策	教育長	19
		④ 本市の現在の部活動地域展開の施策が広く市民に理解されているか	教育長	19
		⑤ 地域クラブに所属できない生徒に対する放課後時間の有意義な過ごし方について、何か方策は検討しているか	教育長	19
		(2) 高松市PTA連絡協議会からも再三指摘されている「地域クラブ移行後の責任の主体」、「保護者や子どもの負担」、「安心安全」		
		① 地域展開における指導者選定方法や、コンプライアンスの遵守、事件事故等の未然防止策の検討と、有事の際の責任所在の明確化	教育長	20
		② 保護者の金銭的負担、送迎の負担、子どもの移動の負担は、どう対策するか	教育長	20
		(3) 高松版地域クラブの方向性		
		① 市長がさきに述べられた「地域展開への全庁的な取組」の進捗状況、また、文化庁及びスポーツ庁が示す方向性を踏まえて、今後の動きと現段階での構想	市長	20
		② 教育現場からは、「もはや受皿もなく壊滅的」とさえ囁かれる文化庁の維持継続について、「アート・シティ高松」の推進をうたう本市として、いかなる方向性で臨むのか。全庁的な取組について、組織のトップとして把握している状況	市長	21
		1 部活動の地域展開について		
		(1) 推進の専任部署等の必要性についての考え	教育長	22
(2) 学校運営協議会を始め、地域コミュニティ協議会参画団体、コミュニティセンター利用団体等との地域連携を図る考え	教育長	22		
(3) 市や県の文化・スポーツ統括団体等や高等学校等の部活動など、関係団体との情報交換・連携を図る考え	教育長	23		
(4) 個人的な習い事や地域の居場所等も、地域クラブ登録について検討できるよう、部活動の地域展開や認定要件についての広報を進める考え	教育長	23		
2 高松市図書館における司書の専門性の活用について				
(1) 幅広い世代の参画と地域資料の活用を図る「ウィキペディアタウン」事業に取り組む考え	教育長	24		
	辻 正彦 議員 (自由民主党清新会)			
	山西 朋子 議員 (市民フォーラム21)			

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
3月11日	質疑 松熊 秀樹 議員 (自由民主党清新会)	(2) 児童サービスのスキルをいかし、出張おはなし会を積極的に展開する考え	教育長	24
		3 子育て支援の充実について		
		(1) 小・中学校における、学校給食費の保護者負担軽減に、積極的に取り組む考え	市長	25
		(2) 地産地消や有機農産物の活用を一層進め、子どもたちに安全で質の高い給食を提供する考え	教育長	25
		4 学校給食調理場における労働環境の改善について		
	横井 裕二 議員 (自由民主党清新会)	(1) これまで講じてきた熱中症対策の効果検証はどのように行われているか	教育局長	26
		(2) 空調設備の本格整備について、具体的な導入スケジュールや整備手法の方向性を示す考え	教育長	26
		1 子ども・若者世代が将来に希望を持てるまちづくりについて		
		(2) 高松プライドプロジェクトの取組状況と今後の取組	教育長	27
		2 小中高生の不登校の状況と自殺予防対策について		
妻鹿 匡登 議員 (自由民主党清新会)	(1) 小中高生の不登校児童生徒数の推移	教育長	27	
	(2) 不登校についてどのような課題認識をもっているのか、また、自殺予防に関する教育の実施状況	教育長	28	
	1 屋島山上交流拠点施設「やしまーる」について			
	(3) 屋島を扱う学習のような地域学習を通じたシビックプライドを醸成する市立小・中学校の取組	教育長	29	
	3 生涯学習の充実について			
3月12日	質疑 崎山 美幸 議員 (自由民主党清新会)	(1) 生涯学習の講座を更に充実させる考え	教育長	30
		(2) 生涯学習推進員の育成を図る考え	教育長	30
	大見 昌弘 議員 (自由民主党清新会)	2 食育について		
		(1) 本市の小・中学校における学校給食を通じた食育の重要性	教育長	31
		(2) 栄養教諭による学級指導・個別指導の実施状況	教育長	31
		(3) 地場産物の利用率の現状課題と対策	教育長	32
		(4) 「児童生徒の食生活等実態調査」の活用	教育長	32
	(5) 子どもたちが考えた給食献立の活用	教育長	32	

《3月5日（木）》

代表質問：山下 誠 議員（自由民主党清新会）

(1) 二十歳のつどい

① 今年度の成果と課題

◎ 小柳教育長（生涯学習課 担当）

去る1月11日に挙行了した二十歳のつどいでは、合併二十周年をテーマとした高校生による演劇の上演を始め、二十歳の代表者が、レッドカーペットを歩き、将来の夢や目標などについて個性豊かな発表を行う「二十歳のランウェイ」が行われるなど、参加者が「ふるさと高松」を再認識するとともに、自分の未来に対する決意を新たにできる機会となったものと存じます。

一方で、現在の会場であるサンポートホール高松では、参加者全員を1つの会場に収容できないことから、当日、受付で先着順に会場を割り振り、メイン会場以外の5会場では同時中継画面を視聴する形としており、昨年度から実施している参加者アンケートにおいて、会場を1つにしてほしいとの要望が継続して寄せられるなど、利便性の向上が課題と認識しているところでございます。

② これまでの全庁横断的な連携検討等を踏まえ、次回どのように展開するのか

◎ 小柳教育長（生涯学習課 担当）

今回の開催に当たりましては、市長部局と連携して、地元企業の協賛による、本市のPRにつながる取組を試行的に実施し、参加者から好評を得たところでございますが、現在の会場では、新たなイベントスペースの確保などが困難な状況でございます。

このようなことから、先ほど申しあげました課題や関連イベントの拡充などに対応するため、次回の式典は、香川県立アリーナを会場として、参加者の利便性を高めるとともに、市長部局が式典終了後に実施を予定する、高松ならではのコンテンツの提供やTKMTブースの出展などと、円滑な連携を図ってまいりたいと存じます。

今後とも、県外在住者も含めた参加者のシビックプライドの醸成を図り、若者に将来的な本市への定住に関心を持っていただけるよう、市長部局はもとより、地元企業や会場周辺施設の協力もいただきながら、地域全体で新たな門出を祝えるような、二十歳のつどいの展開に取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 令和9年9月からの部活動の地域展開に向けた今後の取組

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

中学校部活動の地域展開につきましては、昨年末に、国のガイドライン及び予算案が示されましたことから、現在、本市の制度設計に係る検討を進めているところでございまして、去る2月に第1回目の「高松市部活動地域展開庁内連絡会」を開催し、全庁的に課題の共有を行ったところでございます。

また、市立小学校6年生の児童と保護者を対象とした、中学校の新生周知会におきまして、部活動の地域展開について説明し、理解の促進を図ったところでございます。

さらに、市内をブロックに分けて実施する地域クラブの実証事業や、専用ホームページの構築などの関係予算議案を今定例会に提出しているところでございまして、今後におきましては、幅広く市民の皆様の御意見を伺いながら、地域展開に向けて詳細な内容を盛り込んだ実施計画を策定した上で、本年秋頃には、認定地域クラブの募集を開始してまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、生徒・指導者・学校にとって、スムーズな地域展開となるよう、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。

代表質問：大西 智 議員（市民フォーラム21）

7 教育について

(1) 情報モラル教育への取組状況と、急速に進化する生成AIについて活用検討から具体的な活用に展開する考え

◎ 小柳教育長（ICT教育推進室 担当）

本市では、情報モラル教育を推進するため、令和5年にデジタル教材「GIGAワークブックたかまつ」を作成し、全ての市立小・中学校に配布しているところでございます。

各学校におきましては、この教材を活用し、SNSやインターネット等の具体的な使用場面を取り上げ、その適切な使い方や危険性について、小学校低学年から学習しているところでございます。

また、急速に進化する生成AIについて活用検討から具体的な活用に展開する考えであります。

生成AIの授業における活用に当たりましては、児童生徒の発達段階を考慮した上で、国のガイドラインに沿って検討を進めていくこととしておりまして、先般、県と本市が誘致した情報通信関連企業に、亀阜小学校の6年生を対象とした、生成AIの仕組みを理解するための特別授業を実施していただいたところでございます。

一方、校務における活用につきましては、教職員の各種文書等の作成や、懇談会の日程調整などに、生成AIの積極的な活用を奨励しておりまして、勤務時間の短縮に寄与しているものと存じます。

(2) 第2期高松市ICT教育推進計画における具体的取組・成果指標の進捗状況と達成に向けた課題

◎ 小柳教育長（ICT教育推進室 担当）

本市では、児童生徒の情報活用能力等の育成に向け、令和6年に「第2期高松市ICT教育推進計画」を策定し、各種施策に取り組んでいるところでございます。

その進捗状況についてでございますが、3つの方策のうち「教職員のICT活用指導力の向上と支援体制の充実」及び「ICTを活用するための環境の整備と運用」は、目標の達成に向け、順調に推移しております。

一方、「児童生徒の情報活用能力の育成」は、ICT機器の活用率について、年々上昇しているものの、成果指標の達成に向けては、更なる取組が必要と認識しておりまして、特に、学校間やクラス間で一人一台端末の活用の頻度やその取組に差が見られることが課題であるものと存じます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の端末がこの3月に更新されたことも踏まえ、今後におきましても、指導主事等によるアウトリーチ型研修やICT支援員によるサポートなどにより、更なる活用率の向上とともに、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。

《3月6日（金）》

代表質問：大山 高子 議員（公明党議員会）

7 中学校部活動の地域展開について

(1) 実証事業で見えてきた成果と課題の総括

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

部活動の地域展開に向け、本市では、御質問にもございますように、多様なモデル事業を通して、地域クラブ活動の在り方を検証してきたところでございます。

その中で、現在の部活動にはない種目を実施することで、生徒の多様な興味・関心に応じた活動が可能となったほか、複数校合同でのチーム編成や多世代交流により、新たな教育的価値を確認できたところでございます。

また、地域指導者の参画により、専門性をいかした質の高い指導が提供できたことも大きな成果であるものと存じます。

一方で、持続可能な地域クラブ活動に向けては、指導者の安定確保と研修体制、学校施設の夜間開放を含む活動場所の確保、生徒の移動手手段、更には指導者謝金や運営費に関する財源の在り方など、解決すべき課題も明らかとなったところでございます。

(2) 保護者の更なる理解促進のための方策

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

昨年11月の「高松市地域クラブ活動基本方針」策定後、本市ホームページに、これまでの検討の経緯やよくある質問とその回答を掲載したほか、12月には全ての市立小・中学校の児童・生徒の保護者向けに、地域クラブ活動に関するスケジュール等を掲載したリーフレットをメール配信し、周知を行いました。

また、市立小学校6年生の児童と保護者を対象とした、中学校の新入生周知会におきまして、地域展開の内容をまとめたスライド資料を作成し、説明を行ったところでございます。

さらに、今月は、最新のよくある質問と回答を掲載した2回目のリーフレットの配信を行いました。

来年度は、地域クラブの募集等に合わせ、専用のホームページを構築する予定でございまして、今定例会に関係予算議案を提出しているところでございます。

今後も、様々な機会を捉えて、児童・生徒、保護者の皆様に周知を行い、理解促進に取り組んでまいりますと存じます。

(3) 小規模校に対する対応

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

御質問の、生徒数の少ない中学校におきましては、単独の地域クラブとして十分な活動体制を整えることが難しい場合もあり、地域の力や民間の力をいかした柔軟な仕組みづくりが重要であると認識しているところでございます。

本市におきましても、全国の先行自治体の事例を参考にしながら、オンライン指導の活用や近隣校との広域連携、専門指導者の巡回配置など、それぞれの小規模校の特性や地域の実情に応じて、活動機会の確保に努めてまいりたいと存じます。

(4) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

部活動の地域展開に当たりましては、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、確実に措置を行う必要があるという考えの下、国の令和8年度予算案に「経済的困窮世帯の生徒への支援」が盛り込まれているところでございます。

本市におきましても、9年9月以降の地域展開に当たりましては、国の動向を注視しながら、経済的困窮世帯への支援について検討してまいりたいと存じます。

(5) 意見交換の場の設置など、企業が参画しやすい体制づくり

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

地域企業からの支援につきましては、昨年11月の基本方針の公表後、クラブチームを運営している企業や、実業団のチームを持つ企業等から、地域展開についての問い合わせをいただいているところでございます。

また、御質問にもございますように、企業からは、寄附や用具提供など、様々な支援方法が考えられますことから、今後、多くの企業の皆様に参画していただけるよう、他の自治体の事例を参考に検討してまいりたいと存じます。

(6) 部活動の地域展開における「放課後FACT—ory」との連携

◎ 小柳教育長（保健体育課、デジタル戦略課 担当）

「放課後FACT—ory」は、子どもたちへ地域の学びや体験の機会を提供する、本市独自の事業であり、市立小・中学校の児童生徒に配布しておりますGIGA端末で、様々なコンテンツを閲覧できる仕組みであることから、地域クラブ活動に関する情報の集約・周知等、オンラインを活用した有効な手段の一つになり得るものと存じます。

今後、「高松市部活動地域展開庁内連絡会」において、「放課後FACT—ory」との連携も含め、部活動の地域展開が円滑に進むよう、協議してまいりたいと存じます。

(7) 市民活動センターへの働きかけ

◎ 小柳教育長（保健体育課、協働コミュニティ推進課 担当）

地域クラブ活動につきましては、既存の文化芸術・スポーツ団体や民間企業等が実施主体となる場合のほか、新たに団体を立ち上げ、実施主体となる場合など、様々な実施主体が想定されるところでございます。

新たな団体を立ち上げる場合などには、団体の組織運営に支援を要する場合も考えられますことから、相談内容に応じて、市民活動センター等の専門窓口を御案内するなど、継続した活動が実施できるよう支援してまいりたいと存じます。

(8) 持続可能で誰一人取り残さない部活動地域展開に向けた市長の決意

◎ 大西市長（保健体育課 担当）

昨年11月の総合教育会議において、部活動の地域展開は、子どもたちの成長とともに、地域振興にもつながる可能性がありますことから、全庁を挙げて取り組むことの重要性を共有いたしました。

このようなことから、先月中旬に、庁内横断的に地域展開に関する意見交換や支援体制の構築について話し合う、第1回の「高松市部活動地域展開庁内連絡会」が開催されたところでございます。

私といたしましては、部活動の地域展開が、次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支える、持続可能で魅力あるまちづくりにつながるものとなるよう、引き続き、関係団体等とも連携しながら、本市全体で取り組んでまいりたいと存じます。

(9) 持続可能で誰一人取り残さない部活動地域展開に向けた教育長の決意

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

部活動の地域展開におきましては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、生徒のニーズに応じた多種多様な活動や、学校の枠を超えた仲間、幅広い世代との交流の創出等を通じて、地域の特色をいかした、子どもたちがわくわくするような、高松らしい地域クラブ活動となることを目指してまいりたいと存じます。

私といたしましては、引き続き、市長部局や関係団体等の御協力をいただきながら、令和9年9月の地域クラブ活動開始に向け、必要な制度整備と運営体制の構築を着実に進めてまいります。

代表質問：佐藤 好邦 議員（自由民主党議員会）

6 教育について

学校における自殺予防対策の現状と、デジタル技術を活用した相談支援に対する見解

◎ 小柳教育長（学校教育課、デジタル戦略課 担当）

市立各学校におきましては、自殺予防対策として、児童生徒の発達段階に応じて、自殺予防教育や、アンケート調査を定期的実施するとともに、各種相談窓口の周知などを行っているところでございます。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、担任、学年団、養護教諭、管理職を含めた学校全体で、児童生徒の心のケアに努めております。

さらに、高松第一高等学校におきまして、「こころの健康づくり」に関する講演会を実施しているほか、管理職研修会において、「生命（いのち）の教育」の研究指定校による実践事例発表や、メンタルヘルス啓発動画の周知等を行っているところでございます。

また、デジタル技術を活用した相談支援に対する見解についてであります。

御提案の対話型の生成AIを活用した支援は、児童生徒や保護者の多様なニーズに応える新たな手段であるものと存じております。

一方、個人情報の保護やセキュリティ確保、AIの回答の精度や誤情報への対応等、有効性や安全性について、慎重な検討が必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、児童生徒のかけがえのない命を守るため、今後とも、様々な関係機関と連携し、心身の状況把握や、早期支援に努めるとともに、デジタル技術を活用した自殺予防対策につきましては、まずは他都市の事例を調査・研究してまいりたいと存じます。

質疑：香川 洋二 議員（自由民主党清新会）

3 学校教育について

(1) 小・中学校における英語教育の現状と和製英語に対する考え及び正しい英語指導を行う考え

◎ 小柳教育長（学校教育課 担当）

本市では、英語の授業において、デジタル教科書を用いて、基本的な発音やリスニングの反復練習等を個に応じて行うとともに、ALTを効果的に活用し、実践的なコミュニケーション能力の育成に努めております。

さらに、英語学習への関心を高めるため、独自に作成した英語版「高松わくわくかるた」や、高松の魅力をまとめた教材「高松わくわくイングリッシュ」を、授業や家庭学習等で活用し、高松の魅力を英語で発信する取組を進めているところでございます。

また、和製英語に対する考え及び正しい英語指導を行う考えについてであります。

和製英語につきましては、御質問のとおり、日本で一般的に使われている和製英語と英語圏での表現を対比させ、児童生徒が正しい英語表現を身に付けようとする態度を育成することが重要であると考えており、発達段階に応じて適宜指導しているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒が楽しく意欲的に英語を学ぶとともに、国際的視野を身に付け、世界都市・高松の一員として未来を担うことができるよう、今後とも、英語教育の一層の充実に努めてまいりたいと存じます。

(2) 通級指導教室の設置状況と教員配置の現状、及び該当児童生徒が13名以下の場合の対応

◎ 小柳教育長（総合教育センター 担当）

本市の通級指導教室につきましては、県教育委員会と連携し、令和6年度に設置校1校、担当教員4名、7年度に1校、1名を増配置するなどの拡充に努めており、現在は小学校7校と中学校2校に、計13名の担当教員を配置しているところでございます。

本教室を利用する児童生徒数は、8年1月末現在で、173名となっており、5年前と比較し、2倍以上となっております。

また、該当児童生徒が13名以下の場合の対応についてであります。

現在、通級指導教室が設置されていない学校につきましては、通級担当教員が該当児童生徒の在籍校に出向く巡回指導や、該当児童生徒が放課後に設置校へ通う他校通級などを実施することで、できる限り多くの児童生徒に対し、支援が行き届くよう取り組んでいるところでございます。

また、次年度から始まる通級による指導担当教員の基礎定数化を踏まえ、県に対し高松市全域を見据えた通級指導教室の配置を要望しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後、担当教員に対し、指導主事等によるアウトリーチ型支援を実施し、一層の指導力向上を目指すほか、全ての教職員が特別支援教育に関する専門性を高められるよう、各種研修会の充実に努めることで、誰一人取り残さない、きめ細やかな支援体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

質疑：中西 俊介 議員（市民フォーラム21）

1 学校の財源確保について

ふるさと納税により、個別の学校を指定した寄附を可能とすることで、各学校が主体的に活用できる財源を確保する仕組みを整備する考え

◎ 小柳教育長（総務課、納税課 担当）

本市では、これまで高松市高等学校等入学準備助成金の原資や、市立小・中学校への電子黒板設置のための財源の一部などとして寄附を頂いており、教育環境の充実のために活用してきたところでございます。

御提案のふるさと納税を活用した、個別の学校を指定する寄附につきましては、母校を応援したい、地域の学校を支えたいなど寄附者のニーズに応えるとともに、指定された学校が、独自の課題解決や特色ある学校づくりの推進などにつなげることができるものと存じます。

一方で、寄附の状況によっては、学校間の教育環境に格差が生じる場合もあるなどの課題もござい
ますことから、他の先行自治体の事例を参考に、導入の可能性について検討してまいりたいと存じま
す。

2 学校給食におけるアレルギー対策について

(1) 現状と課題認識

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

本市の学校給食における食物アレルギーチェックにつきましては、毎月、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に、献立内容の情報を提供し、食べることのできない献立や除去食などを記入した書類を学校へ提出していただくことで、児童生徒ごとに必要な対応方法を確認しているところでございます。

しかしながら、食物アレルギー対応について検討を行う「高松市学校給食アレルギー対応委員会」からは、保護者の確認作業が煩雑であることも、誤食等事故の原因の1つであると御指摘を頂いたところでございます。

そのため、現在、一部の学校で、より簡便に確認作業ができるよう、新様式を利用した運用を試験的に行うなど、リスクの低減に努めているところでございますが、児童生徒のアレルギー情報の把握から配膳までに至る各段階において確認作業が必要なことから、ヒューマンエラーの可能性は完全に排除できないものと認識しているところでございます。

(2) データ管理やデジタル技術の活用によって確認の確実性を高める仕組みを導入する考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

御紹介いただきました「学校給食食物アレルギー管理システム」は、食物アレルギー対応のチェック体制の強化等を目的として、従来の紙ベースから、データと端末を活用したチェックに移行するために開発されたものでございまして、スマートフォン等で操作できることから、保護者の利便性向上や、学校の事務負担軽減などの効果があるものと存じます。

本市におきましても、先ほど申しあげました「学校給食アレルギー対応委員会」において、システム活用について提案があったことから、先般、中核市を中心に先進事例の調査を行ったところでございます。

教育委員会といたしましては、システムの導入には、開発に要する費用や人材確保のほか、効果検証も必要であると存じており、引き続き「学校給食アレルギー対応委員会」の意見を伺いながら、より良い方策について検討してまいりたいと存じます。

《3月9日（月）》

質疑：岡田 まなみ 議員（日本共産党議員団）

3 小中学校給食費の無償化について

(1) 憲法の義務教育無償の原則と、学校給食費無償化の関係についての考え

◎ 大西市長（保健体育課 担当）

憲法第26条の規定は、昭和39年の最高裁判所の判例によりますと、授業料を徴収しないことを定めたものであり、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで、無償とすることを定めたものではないとされております。

そのため、学校給食費について、憲法上無償としなければならない経費とは認識いたしておりませんが、私といたしましては、学校給食費の無償化や負担軽減を行う場合は、国の責務として取り組むべきものであると存じますことから、これまでも、全国市長会等を通じて、その旨を国に要望してきたところでございます。

(2) 新年度からの小学校給食費完全無償化を実施するに当たっての所見と、継続的な実施を目指す考え

◎ 大西市長（保健体育課 担当）

令和8年度からの、国による「学校給食費の抜本的負担軽減」につきましては、一定程度、地方に配慮いただき、子育て支援につながる制度になったものと存じます。

また、本市では、学校給食費が国の基準額を上回る学年についても、公費負担により完全無償化とするため、その関係予算議案を、今定例会に提出しているところでございます。

なお、国においては、今後、安定的な財源の確保を目指すこととしていることから、本市といたしましても、この取組を継続的に実施することを念頭に、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと存じます。

(3) 中学校給食費の無償化を、2学期以降も継続する考え

◎ 大西市長（保健体育課 担当）

先ほど申しあげました「学校給食費の抜本的負担軽減」は、公立小学校が対象であり、中学校につきましては、国において、課題の整理を行った上で、検討することとされております。

このような中、本市では、中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、1学期の給食費を無償化するとともに、2学期以降は、引き続き、増額改定前の保護者負担額に据え置く等の関係予算議案を、今定例会に提出しているところでございます。

しかしながら、本市の厳しい財政状況を踏まえますと、これらの取組以上の軽減策を本市独自に実施することは、困難であるものと存じます。

(4) アレルギーなどでお弁当を持参する子や、学校で給食を食べられない子どもたちにも給付をする 考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

本市におきましては、これまでも、国の交付金を活用した学校給食費の無償化を実施した際には、食物アレルギー等の理由により弁当を持参している児童生徒の保護者に対しても、給食費相当額を給付することにより、経済的負担の軽減の均衡を図ってきたところでございます。

令和8年度からの、国による「学校給食費の抜本的負担軽減」において、給食を食べない児童に対する支援については、学校設置者の判断に委ねることとされておりますことから、弁当持参者のほか、長期欠席等で学校給食を喫食できない児童の保護者に対する給付についても検討してまいりたいと存じます。

(5) 地産地消の学校給食を更に進めて、有機農法による学校給食を本市でも取り組んでいくことが大切であると考え、現状と方向性

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

1日当たり約34,000食を提供する本市の学校給食に有機農産物を使用するに当たっては、食材の規格や数量の確保、コスト面のほか、流通体制の調整など、多くの課題がございますが、令和6年度及び7年度におきましては、関係者による種々の調整が整いました有機ビーツを使用した給食を提供したところでございます。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、生産者や流通業者、関係機関との意見交換や連携を密に図る中で、学校給食における有機農産物の更なる活用に向け、課題の整理等を行ってまいりたいと存じます。

質疑：杉本 勝利 議員（自由民主党清新会）

5 高松城天守再現に向け、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用することで、基金を立ち上げる 考えについて【参考】

◎ 次田創造都市推進局長（文化財課 担当）

本市では、これまで、高松城跡の整備事業や陳列館のリニューアルに当たり、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、高松城跡の魅力や文化財としての価値を高めてきたところでございます。

このような中、現在、天守台につきましては、その周辺地盤の安定性について、調査を進めているところでございまして、地震時においても、天守台の安定性が確保されていると判断できましたら、天守を支える基礎構造等の検討に進み、検討結果を基に、文化庁と協議を行う予定としております。

御提案のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した基金の創設につきましては、天守再現の機運醸成にも資するものでありますことから、文化庁との協議の中で、天守再現の見通しが立ちましたら、天守再現整備に係る財源の一つとして、検討してまいりたいと存じます。

質疑：北谷 悌邦 議員（自由民主党清新会）

4「高松市立就学前教育・保育施設の配置等適正化方針」について

(1) 方針の運用状況【参考】

◎ 大西市長（こども保育教育課 担当）

急速な少子化の進行による就学前児童数の減少や、共働き世帯の増加等に伴い、特に、本市の市立（しりつ）幼稚園におきましては、園児数が著しく減少しておりますことから、適正な集団規模を確保することが喫緊の課題となっているところでございます。

本市といたしましては、子どもたちが、一定規模の集団の中で、友達と関わり、様々な体験を重ねる中で得る学びは、大変重要でありますことから、昨年三月に、「高松市立就学前教育・保育施設の配置等適正化方針」を策定し、保護者や地域の方への丁寧な説明・協議に努めながら、市立施設の閉園、統廃合等に取り組んでいるところでございます。

本年度は、三施設について、保護者等と協議を行い、川岡幼稚園は令和八年度末に閉園、川東南保育所は十年度末に川東こども園と統合することが決定いたしましたほか、鬼無幼稚園につきましては、協議を継続しているところでございます。

今後におきましても、保護者等への丁寧な説明を行い、理解を得ながら、市立施設の配置等の適正化に取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 幼稚園を閉園するならば、同じ町内の鬼無保育所をこども園へ移行して、幼稚園の利用を希望する児童を入れるようにする考え【参考】

◎ 大西市長（こども保育教育課 担当）

保育所の定員につきましては、保育室の面積に応じて設定されており、鬼無保育所は、現在、定員をほぼ満たしておりますことから、次年度以降の受入れの継続を考慮いたしますと、市立幼稚園の閉園に伴い、直ちにこども園へ移行することは困難であるものと存じます。

このようなことから、まずは、方針に基づき、現在の在園児の卒園までは、施設運営を継続するなどの配慮をしながら、閉園等の対応が必要と存じますが、今後、保育所の定員に余裕が生じた場合には、地域内の保育需要や、私立施設の受入状況等を勘案した上で、こども園への移行も含めて検討してまいりたいと存じます。

質疑：米田 優 議員（市民フォーラム21）

2 学校教育を取り巻く諸課題について

(1) 小・中学校のフレックスタイム制運用の現状

◎ 小柳教育長（学校教育課 担当）

フレックスタイム制は、教職員の働きやすさと教育の質の両立を目指す仕組みであり、勤務時間を柔軟に設定できることで、自身のライフスタイルに応じた働き方が可能となるものと認識しております。

令和7年4月1日に、県の「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」が施行されたことを受け、本市におきましては、「高松市立学校フレックスタイム制実施要領」を策定したところでございます。

運用の現状につきましては、少数ではありますが、夕方に両親の介護を行うために出勤時間を早めたり、子どもの授業参観に参加するために、勤務の途中において、勤務時間を割り振らない時間帯を設けるなど、公務に支障がない範囲で制度の活用が行われているものと存じます。

(2) 教員の働き方改革は進んでいるのか、小・中学校現場において労働基準法や公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に反する勤務状態になっていないのか、現場の実態

◎ 小柳教育長（学校教育課 担当）

令和7年度上半期における、1箇月の時間外在校等時間が平均4.5時間を超えた教職員の割合は、昨年度同時期より約3.5ポイント減少し、徐々にではありますが減少傾向となっているところでございます。

年次休暇の平均年間取得日数も増加しており、教職員の勤務実態は改善している一方、依然として長時間労働が常態化している教職員には、管理職を通じて業務の見直し等について指導しております。

また、小・中学校現場において労働基準法や公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に反する勤務状態になっていないのか、現場の実態についてであります。

教職員の勤務状況等につきましては、勤務時間の割振り、休憩時間の付与等について、管理職研修会において適切に実施するよう指導しているところであり、法令や規則等に則って行われていると認識しております。

教育委員会といたしましては、法令等に基づき、教職員がゆとりを持って生き生きと勤務できるよう、引き続き、働き方改革に努めてまいりたいと存じます。

(3) 中学校の新人学生へ部活動地域展開のスケジュールや運営体制について、どのように周知するのか

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

中学校部活動の地域展開につきましては、本年1月から2月にかけて実施された市立小学校6年生の児童と保護者を対象とした、中学校の新生周知会におきまして、地域クラブ活動の概要や、スケジュール、部活動からの変更点などについて、説明を行ったところでございます。

また、本市ホームページに、これまでの検討の経緯やよくある質問とその回答を掲載しているほか、全ての市立小・中学校の児童・生徒の保護者向けに、昨年12月と本年3月の2回にわたり、地域クラブ活動に関するスケジュール等を掲載したリーフレットをメール配信しております。

今後におきましても、運営体制を含めた詳細な内容が決定次第、速やかに情報発信を行うなど、様々な機会を捉えて、児童・生徒、保護者の皆様への周知に努めてまいりたいと存じます。

(4) 部活動地域展開に関して民間企業にも協力を促す考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

昨年11月の「高松市地域クラブ活動基本方針」の公表後、クラブチームを運営している企業や、実業団チームを持つ企業等から、地域展開についての問い合わせをいただいているところでございまして、今後、多くの企業の皆様に参画していただけるよう、関係団体を通じて、協力を呼びかけてまいりたいと存じます。

《3月10日（火）》

質疑：五条 陽子 議員（無所属）

1 部活動の地域展開について

(1) 体制整備

① 地域展開のための組織づくりの現状

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

本市におきましては、先月、庁内横断的に部活動の地域展開に関する意見交換や支援体制の構築について話し合う、「高松市部活動地域展開庁内連絡会」を立ち上げたところでございます。

地域展開を進めるに当たりましては、関係課や学校との調整、関係団体等への協力依頼、保護者や地域クラブ活動の実施を検討する個人や団体からの問い合わせへの対応等が必要になるものと存じます。

このため、認定地域クラブの募集に係る事務の一部の外部委託や、コーディネーター6名を委嘱するための関係予算議案を、今定例会に提出しているところでございます。

② 直近の高松市地域部活動検討委員会における協議内容の受止めと今後の対応

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

先月開催いたしました地域部活動検討委員会では、今年度の実証事業や先進地視察などについて報告を行い、スポーツ関係団体の委員から、積極的に協力していく旨の御発言があったほか、委員の皆様から、教員の兼職兼業を含めた指導者の確保や、児童や保護者への周知等に関して、御意見を頂いたところでございます。

今後、これらの意見を踏まえ、地域展開に向けて詳細な制度設計を行い、事業を進めて行く必要があるものと存じます。

③ 個人の経済力や地域の教育力、地政学的特性などから「地域間教育格差」、「地域間教育差別」を生じさせないために、教育委員会として考えている最善策

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

部活動の地域展開に当たりましては、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、確実に措置を行う必要があるという考えの下、国の令和8年度予算案に「経済的困窮世帯の生徒への支援」が盛り込まれているところでございます。

本市におきましても、9年9月以降の地域展開に当たりましては、国の動向を注視しながら、経済的困窮世帯への支援について検討してまいりたいと存じます。

また、学校の立地条件や規模によって、単独の地域クラブとして十分な活動体制を整えることが難しい場合もあり、地域の力や民間の力をいかした柔軟な仕組みづくりが重要であると認識しているところでございます。

今後、全国の先行自治体の事例を参考にしながら、オンライン指導の活用や近隣校との広域連携、専門指導者の巡回配置など、それぞれの学校の特性や地域の実情に応じて、活動機会の確保に努めてまいりたいと存じます。

④ 本市の現在の部活動地域展開の施策が広く市民に理解されているか

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

本市におきましては、昨年11月の「高松市地域クラブ活動基本方針」策定後、本市ホームページに、これまでの検討の経緯やよくある質問とその回答を掲載したほか、全ての市立小・中学校の児童・生徒の保護者向けに、昨年12月と本年3月の2回にわたり、地域クラブ活動に関するスケジュール等を掲載したリーフレットをメール配信しております。

また、市立小学校6年生の児童と保護者を対象とした、中学校の新入生周知会におきましても、説明を行ったところでございます。

来年度は、地域クラブの募集等に合わせ、専用のホームページを構築する予定でございまして、今定例会に関係予算議案を提出しているところでございます。

今後も、様々な機会を捉えて、市民の皆様にご周知を行い、理解促進に取り組んでまいりたいと存じます。

⑤ 地域クラブに所属できない生徒に対する放課後時間の有意義な過ごし方について、何か方策は検討しているか

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

地域クラブ活動においては、既存の部活動にはない多種多様な活動の場を提供することにより、希望する生徒が参加しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。

(2) 高松市PTA連絡協議会からも再三指摘されている「地域クラブ移行後の責任の主体」、「保護者や子どもの負担」、「安心安全」

① 地域展開における指導者選定方法や、コンプライアンスの遵守、事件事故等の未然防止策の検討と、有事の際の責任所在の明確化

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

「指導者の確保・育成」及び「生徒の安全・安心」の確保につきましては、昨年12月に国から示されたガイドラインにも考え方や取組例、留意すべき事項が示されておりますことから、その内容を踏まえ、本市として、指導者や地域クラブの認定要件、指導者研修の実施やその内容について、検討してまいりたいと存じます。

② 保護者の金銭的負担、送迎の負担、子どもの移動の負担は、どう対策するか

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

令和5年度に実施した保護者向けアンケートにおきましても、活動場所への移動や活動に要する経費が課題であると存じており、参加者に過度な負担とならないような制度設計に努めてまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、生徒・指導者・学校にとって、スムーズな地域展開となるよう、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。

(3) 高松版地域クラブの方向性

① 市長がさきに述べられた「地域展開への全庁的な取組」の進捗状況、また、文化庁及びスポーツ庁が示す方向性を踏まえて、今後の動きと現段階での構想

◎ 大西市長（保健体育課 担当）

昨年11月の総合教育会議において、部活動の地域展開は、子どもたちの成長とともに、地域振興にもつながる可能性がありますことから、全庁を挙げて取り組むことの重要性を共有したところでございます。

そして、先月中旬に、第1回の「高松市部活動地域展開庁内連絡会」が開催されたところでございまして、部活動の地域展開が、次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支える、持続可能で魅力あるまちづくりにつながるものとなるよう、引き続き、国の動向を注視するとともに、庁内連絡会での意見もいかしながら、実施計画を策定してまいりたいと存じます。

② 教育現場からは、「もはや受皿もなく壊滅的」とさえ囁かれる文化部の維持継続について、「アート・シティ高松」の推進をうたう本市として、いかなる方向性で臨むのか。全庁的な取組について、組織のトップとして把握している状況

◎ 大西市長（学校教育課 担当）

文化部活動の地域展開につきましては、昨年11月の総合教育会議の報道以降、ボーイスカウトや演劇団体、書道教室、料理教室、ボランティア団体等、様々な団体から中学生を受け入れたいという声があると伺っております。

今後の方向性といたしましては、従来の文化部活動の枠を超え、生徒の多様なニーズに応えるとともに、本市の文化芸術の振興に寄与する、地域クラブ活動となることを期待しているところでございます。

また、全庁的な取組について、組織のトップとして把握している状況であります。

先ほども申しあげましたとおり、教育委員会が主体となって庁内連絡会を開き、部活動の地域展開に関する意見交換や支援体制について、話し合ったと承知しているところでございます。

私といたしましては、今後とも、本市の中学生が多様な活動を選択できるよう、市内で活動する文化団体等の運営支援を所管する関係各課と教育委員会との協力・連携の下で、部活動の地域展開を進めてまいりたいと存じます。

質疑：辻 正彦 議員（自由民主党清新会）

1 部活動の地域展開について

(1) 推進の専任部署等の必要性についての考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

本市におきましては、先月、庁内横断的に部活動の地域展開に関する意見交換や支援体制の構築について話し合う、「高松市部活動地域展開庁内連絡会」を立ち上げたところでございます。

地域展開を進めるに当たりましては、関係課や学校との調整や、関係団体への協力依頼、保護者や地域クラブ活動の実施を検討する個人や団体からの問い合わせへの対応等が必要になるものと存じます。

このため、認定地域クラブの募集に係る事務の一部の外部委託や、コーディネーター6名を委嘱するための関係予算議案を、今定例会に提出しており、御質問の専任部署等の在り方についても、今後、検討してまいりたいと存じます。

(2) 学校運営協議会を始め、地域コミュニティ協議会参画団体、コミュニティセンター利用団体等との地域連携を図る考え

◎ 小柳教育長（学校教育課、協働コミュニティ推進課 担当）

学校運営協議会は、学校と地域住民が連携し、児童生徒の教育活動の充実を目指す組織であることから、部活動の地域展開を進めるに当たりまして、重要な役割を果たすものと存じております。

現在、地域クラブ活動の指導を希望する地域人材や、中学生を受け入れたいという既存の団体の紹介を頂いている市立中学校もあると伺っております。

また、地域コミュニティ協議会参画団体やコミュニティセンター利用団体等との連携による部活動の地域展開につきましては、各学校が地域コミュニティ協議会と協力しながら進めてまいりたいと存じます。

(3) 市や県の文化・スポーツ統括団体等や高等学校等の部活動など、関係団体との情報交換・連携を図る考え

◎ 小柳教育長（保健体育課、文化芸術振興課、スポーツ振興課学校教育課 担当）

本市では、昨年11月の「高松市地域クラブ活動基本方針」策定後、スポーツ分野の関係団体や各種競技団体の会議、公益財団法人高松市スポーツ協会が主催する指導者向けの研修会等、様々な機会を捉え、部活動の地域展開に関する説明を行い、協力依頼を行っているところでございます。

地域展開を進めるためには、既存のスポーツ・文化団体の協力が不可欠でございますことから、今後におきましても、各種競技団体等に積極的に情報提供を行い、子どもたちの活動を地域全体で支える体制づくりにつなげることで、スムーズな地域展開となるよう、更なる連携を図ってまいりたいと存じます。

(4) 個人的な習い事や地域の居場所等も、地域クラブ登録について検討できるよう、部活動の地域展開や認定要件についての広報を進める考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

部活動の地域展開に当たりましては、既存の部活動にはない、新たな活動の創出が期待されておりますことから、様々な分野の民間企業や団体が地域クラブ活動の担い手となることが想定されます。

教育委員会といたしましては、多様化する子どもたちのニーズに対応した活動が提供できるよう、認定地域クラブ活動の募集の際には、市内で活動している様々な関係団体等に広く情報提供を行ってまいりたいと存じます。

質疑：山西 朋子 議員（市民フォーラム21）

2 高松市図書館における司書の専門性の活用について

(1) 幅広い世代の参画と地域資料の活用を図る「ウィキペディアタウン」事業に取り組む考え

◎ 小柳教育長（中央図書館 担当）

本市図書館では、これまで、地域の歴史や文化などに関する地域資料の収集、所蔵を行い、館内での閲覧や保存に取り組んでいるところでございます。

御提言にあります「ウィキペディアタウン」事業は、幅広い世代の参画と郷土の魅力の発信、シビックプライドの醸成につながる取組であると認識しております。

また、本事業は、図書館が所有する地域資料や図書館司書によるレファレンスサービス等を活用することにより、図書館の利用促進にもつながるものであると存じます。

教育委員会といたしましては、中央図書館の地域資料等の利用が可能となるリニューアルオープン後に「ウィキペディアタウン」事業も含めた、図書館ならではの魅力ある事業が実施できるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 児童サービスのスキルをいかし、出張おはなし会を積極的に展開する考え

◎ 小柳教育長（中央図書館、こども保育教育課 担当）

市内各所に出向き、おはなし会を実施することは、子どもの読書活動の推進に資するとともに、子どもが本を好きになり、読書に親しむきっかけとなる効果的な取組であると認識しており、本市図書館では、これまで、保育所などからの依頼により、出張おはなし会を実施してきたところでございます。

また、新たに今月から、高松市中央卸売市場敷地内にあります市場水族館と連携して実施する「水辺の図書館」事業では、図書館司書等によるおはなし会を、年間十回程度開催することとしているほか、来年度におきましても、新しい取組を検討しているところでございまして、今後とも、図書館司書が持つ専門スキルを活用し、図書館以外の場所においても、積極的におはなし会を開催してまいりたいと存じます。

3 子育て支援の充実について

(1) 小・中学校における、学校給食費の保護者負担軽減に、積極的に取り組む考え

◎ 大西市長（保健体育課 担当）

物価高騰が長期化する中、市立小・中学校の学校給食費につきましては、これまで、食材費高騰による増額部分を公費負担とし、栄養バランスや量を保った学校給食を提供しているところでございます。

令和8年度からは、公立小学校を対象に、国による「学校給食費の抜本的負担軽減」が実施される予定でございまして、本市では、学校給食費が国の基準額を上回る学年についても、公費負担により完全無償化とするため、その関係予算議案を、今定例会に提出しているところでございます。

また、中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、本市独自に1学期の給食費を無償化するとともに、2学期以降は、引き続き、増額改定前の保護者負担額に据え置く等の関係予算議案につきましても、今定例会に提出しているところでございます。

今後におきましても、社会経済情勢や国の動向を注視し、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

(2) 地産地消や有機農産物の活用を一層進め、子どもたちに安全で質の高い給食を提供する考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

学校給食に地場産物や有機農産物を取り入れることにより、農作物が育つ環境に対する児童生徒の理解が深まるとともに、地産地消の推進が図られるなどのメリットがあるものと存じます。

1日当たり約34,000食を提供する本市の学校給食で使用する食材は、大量かつ、安定的に確保する必要があり、本市では、県の補助事業も活用しながら、旬の地場産物を積極的に取り入れているところでございます。

また、有機農産物の使用に当たりましては、食材の規格や数量の確保、コスト面のほか、流通体制の調整など、多くの課題がございまして、関係者による種々の調整が整いました有機ビーツを使用した給食を、昨年度から提供しております。

教育委員会といたしましては、今後も、生産者や流通業者との意見交換を行う中で、地場産物や有機農産物の更なる活用も図りながら、安全で質の高い学校給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

《3月11日（水）》

質疑：松熊 秀樹 議員（自由民主党清新会）

4 学校給食調理場における労働環境の改善について

(1) これまで講じてきた熱中症対策の効果検証はどのように行われているか

◎ 一原教育局長（保健体育課 担当）

空調設備のない学校給食調理場におきましては、調理員の健康保持に向けた労働環境の改善が喫緊の課題であるものと存じますことから、これまで、スポットクーラーの配備等の熱中症対策に取り組んできたところでございます。

現場で勤務する調理員との意見交換を行う中で、このような取組により、熱中症の発生防止に一定の効果はあるとの声も聞いておりますが、年々厳しさを増す夏の暑さの中におきましては、更なる取組が求められることから、今年度、電動ファン付きの調理服やネッククーラーを新たに調理員に配付したところでございます。

(2) 空調設備の本格整備について、具体的な導入スケジュールや整備手法の方向性を示す考え

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

学校給食調理場における空調設備の導入につきましては、今年度、各調理場における冷房の効果や維持管理のコスト等を整理し、令和8年度から十年度までの3箇年で空調設備を設置するための関係予算議案を、今定例会に提出しているところでございます。

整備手法につきましては、直接工事による設置のほか、将来的に新たな給食センターへの統合が想定される調理場についてはリース方式で設置するなど、柔軟に対応してまいりたいと存じます。

なお、全ての調理場に空調設備を設置するには一定の期間を要しますことから、引き続き、先ほど教育局長が申しあげました熱中症対策にも取り組みながら、調理場における労働環境の改善に努めてまいりたいと存じます。

質疑：横井 裕二 議員（自由民主党清新会）

1 子ども・若者世代が将来に希望を持てるまちづくりについて

(2) 高松プライドプロジェクトの取組状況と今後の取組

◎ 小柳教育長（学校教育課 担当）

高松プライドプロジェクトは、子どものシビックプライドの醸成を目的として、令和5年度に始まり、3年間で全ての市立小・中学校及び高松第一高等学校の代表児童生徒が参加して行われました。

その中で児童生徒が発表した地域の魅力を基に、本市のPR動画としてまとめ、完成した動画を各学校や市内の映画館、本市ホームページなどで広く発信する取組を行っているところでございます。

来年度は、新たに、小学校高学年と中学生を対象にして、市内の企業等で働く人を講師とする職業体験の場「ゆめマルシェ」の開催を予定しており、子どもたちが高松の産業を支える人々の生き方や考えに触れ、その魅力を感じることで、シビックプライドを醸成するための関係予算議案を今定例会に提出しているところでございます。

教育委員会といたしましては、ふるさと高松への愛着や誇りが、子どもたちの人生において揺るぎない礎となり、たくましく未来を切り拓いていけるよう、引き続き、シビックプライドを育む取組を進めてまいりたいと存じます。

2 小中高生の不登校の状況と自殺予防対策について

(1) 小中高生の不登校児童生徒数の推移

◎ 小柳教育長（総合教育センター 担当）

市立小・中・高等学校の不登校児童生徒数につきましては、令和6年度の合計が1,119人で、5年前の元年度と比較して、約2.2倍となっております。

(2) 不登校についてどのような課題認識をもっているのか、また、自殺予防に関する教育の実施状況

◎ 小柳教育長（学校教育課 担当）

本市の児童生徒1,000人当たりの不登校数は、全国平均を下回っているものの増加傾向にあり、教育委員会といたしましては、不登校対策を最重要課題の一つと位置付け、未然防止や初期対応、保護者支援など、様々な施策に取り組むとともに、教育支援センター等の子どもが安心して過ごせる居場所の充実に努めているところでございます。

また、自殺予防に関する教育の実施状況についてであります。

市立各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、自殺予防教育や、アンケート調査を定期的を実施するとともに、各種相談窓口の周知などを行っているところでございます。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、担任、学年団、養護教諭、管理職を含めた学校全体で、児童生徒の心のケアに努めております。

さらに、高松第一高等学校におきまして、「こころの健康づくり」に関する講演会を実施しているほか、管理職研修会において、「生命（いのち）の教育」の研究校による実践事例発表や、メンタルヘルス啓発動画の周知等を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒のかけがえのない命を守るため、今後とも、心身の状況把握に努め、寄り添い支えるとともに、自他の生命を尊重する態度を育み、自殺予防に関する教育の一層の充実に図ってまいりたいと存じます。

質疑：妻鹿 匡登 議員（自由民主党清新会）

1 屋島山上交流拠点施設「やしまーる」について

(3) 屋島を扱う学習のような地域学習を通じたシビックプライドを醸成する市立小・中学校の取組

◎ 小柳教育長（学校教育課 担当）

市立小・中学校では、総合的な学習の時間を中心に、それぞれの地域の特色をいかした学習が展開されており、例えば、屋島登山をしながら自然のすばらしさを感じたり、自然保護について考えたりする学習のほか、屋島の文化財や観光施設等について調べ、その魅力を発信する取組などが実施されております。

また、地域資源をデジタルマップにまとめた「高松まるっとマップ」のホームページに、屋嶋城(やしまのき)や屋島寺、やしまーるを目的地とする校外学習プランを掲載し、シビックプライドの醸成につながる学習モデルの1つとして紹介しているところでございます。

教育委員会といたしましては、屋島を始めとする、各校区の地域資源を活用したシビックプライドを育む教育活動を通して、今後も、地域に対する愛着や誇り、主体的に社会に参画する力等の育成に努めてまいりたいと存じます。

《3月12日（木）》

質疑：崎山 美幸 議員（自由民主党清新会）

3 生涯学習の充実について

(1) 生涯学習の講座を更に充実させる考え

◎ 小柳教育長（生涯学習センター 担当）

人生百年時代を迎え、市民一人一人が、生涯にわたり充実した生活を送るためには、学習活動や社会参加活動を通じて、心の豊かさや生きがいをつくる機会や、社会変化に対応するための新たな知識・技術の習得が求められることから、生涯学習の重要性は一層高まっているものと存じます。

本市の生涯学習の拠点である生涯学習センターでは、歴史資料館などの本市社会教育施設や民間事業者などと連携した講座や、本市の施策を学べる講座などを開催しているほか、市内7つのブロックごとに、現代的課題についての講座を、各コミュニティセンターが連携して実施するなど、公共施設ならではの特性をいかした、多様な学びの機会を提供しているところでございます。

今後におきましても、民間事業者を始め、多様な主体と連携を図るほか、地域の創意工夫もいかしながら、市民の幅広い学習ニーズに応えられるよう、生涯学習の講座を、更に充実させてまいりたいと存じます。

(2) 生涯学習推進員の育成を図る考え

◎ 小柳教育長（生涯学習センター 担当）

各コミュニティセンターに配置している生涯学習推進員は、学びで、人や地域をつなぐ役割が期待されており、生涯学習活動を推進するために必要となる、知識やノウハウなどを身に付け、地域における学習ニーズや個別の課題に対応する講座を、企画・開催しているところでございます。

このため、生涯学習センターでは、年に10回程度、生涯学習推進員を対象とした研修会を開催し、講座の企画方法などについて、専門の講師による講義を行うほか、生涯学習推進員同士が情報共有を図る機会を設けているところでございます。

今後におきましても、このような実践的な研修会を開催することにより、地域活動への参画や課題解決につながるような講座の、企画・開催を担う生涯学習推進員の育成に努めてまいりたいと存じます。

質疑：大見 昌弘 議員（自由民主党清新会）

2 食育について

(1) 本市の小・中学校における学校給食を通じた食育の重要性

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の増進・体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣や食に関する正しい理解、適切な判断力を養う、食育の「生きた教材」としての重要な役割を担っているものと存じております。

そのため、市立小・中学校では、給食の時間に、その日の献立で使用している食材の産地や栄養素を校内放送で紹介すること等により、「食」への理解と関心を深め、食品を選択する力や食べ物を大切にする気持ちの醸成に努めているところでございます。

(2) 栄養教諭による学級指導・個別指導の実施状況

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体として推進することで、学校における食育の充実を図る役割を担っているところでございます。

このうち、食に関する指導については、給食の時間における活動を通じて、正しい手洗いや配膳の方法、箸の使い方、食事のマナーなどを習得できるよう指導しているほか、教科等の学習内容と関連する食材や献立を取り入れることで、児童生徒が、より身近に食を感じられる工夫をしております。

また、肥満ややせ傾向にあたり、食物アレルギー等を有する児童生徒に対しては、個別に、より良好な食習慣を身に付けられるよう、定期的、継続的な指導に努めているところでございます。

今後におきましても、栄養教諭を中心に、学校教育活動全体を通じた食育の充実を図ってまいりたいと存じます。

(3) 地場産物の使用率の現状課題と対策

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

本市の学校給食で使用する食材は、大量かつ、安定的に確保する必要がございますが、そのような中においても、特に青果物につきましては、地場産物の優先的な調達に努めているところでございます。

また、令和6年9月から、「県産農水産物学校給食利用拡大事業」に取り組み、県の補助を活用して、香川県産の農畜水産物を積極的に利用した学校給食を提供しているところでございます。

その結果、学校給食における地場産物の使用率は、本年1月末現在で49.9パーセントと、この事業を実施する前の5年度と比較して、5ポイント上昇しております。

その一方で、地場産物の確保が困難な時期もあるため、今後、生産者や流通業者などの関係者との意見交換を行う中で、旬の地場産物の冷凍処理による使用期間の拡大などについても検討し、地場産物の更なる使用率向上を図ってまいりたいと存じます。

(4) 「児童生徒の食生活等実態調査」の活用

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

「児童生徒の食生活等実態調査」につきましては、家庭における食生活等の実態を把握し、食に関する指導の充実に役立てるため、県教育委員会において、定期的を実施しているものでございます。

調査結果については、市立小・中学校において、食に関する指導に活用するほか、「食育だより」等の啓発資料に盛り込むことで、家庭と連携した食育の推進に努めているところでございます。

直近の、令和6年度調査結果では、県全体で、栄養バランスの取れた食事の摂取や、伝統的な食文化及び地場産物に対する理解が十分でないなどの課題が見られたところであり、教育委員会といたしましては、引き続き、旬の地場産物を積極的に取り入れながら、栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

(5) 子どもたちが考えた給食献立の活用

◎ 小柳教育長（保健体育課 担当）

学校給食における食育は、給食の時間はもとより、各教科の学習等、学校教育活動全体を通じて行われることが重要であると存じております。

そのため、各学校において、家庭での食育の推進・啓発を目的とした「献立コンテスト」などを実施し、それらの結果を独自献立として給食で提供する取組などを行っております。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校給食を通じた食育の充実に努めることで、子どもたちが健康で健全な食生活を営むことができるよう、努めてまいりたいと存じます。